

第11章 地方農政局等

第1節 機構及び定員

1 機 構

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支部局として、

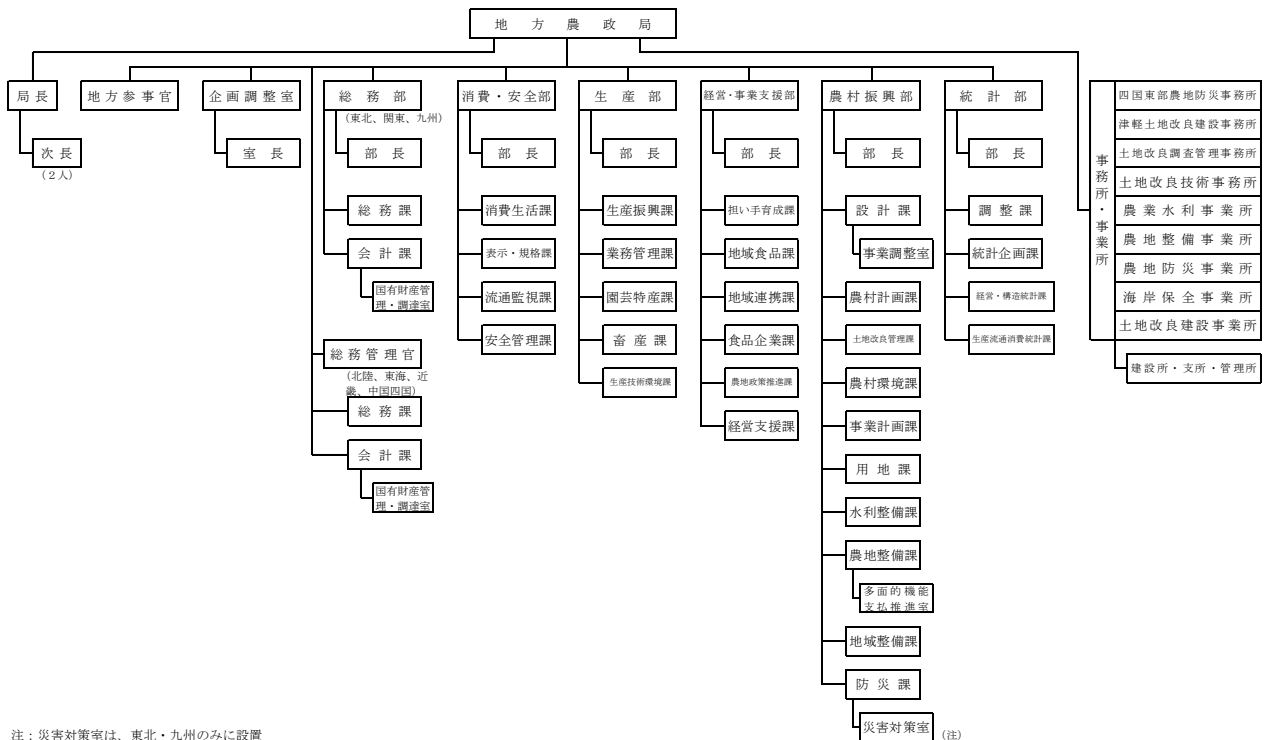
- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握
- ② 食品の安全性及び消費者の信頼確保のための監視・指導及び消費者行政
- ③ 主要食糧業務の実施
- ④ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑤ 食品産業行政の推進
- ⑥ 農村及び中山間地域の振興
- ⑦ 農業農村整備事業の実施・指導・助成
- ⑧ 統計の作成及び提供
- ⑨ 農政全般に関する情報発信・収集及び相談対応等に取り組んでいる。

地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

地方農政局の内部組織は、企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部、統計部からなっている(表1)。

また、分掌機関の事務所・事業所は、令和元年度に、事業の着手に伴い3事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴い6事業所等が廃止されたところである(表3)。

表1 地方農政局の機構図



注：災害対策室は、東北・九州のみに設置

第11章 地方農政局等

表2 北海道農政事務所の機構図

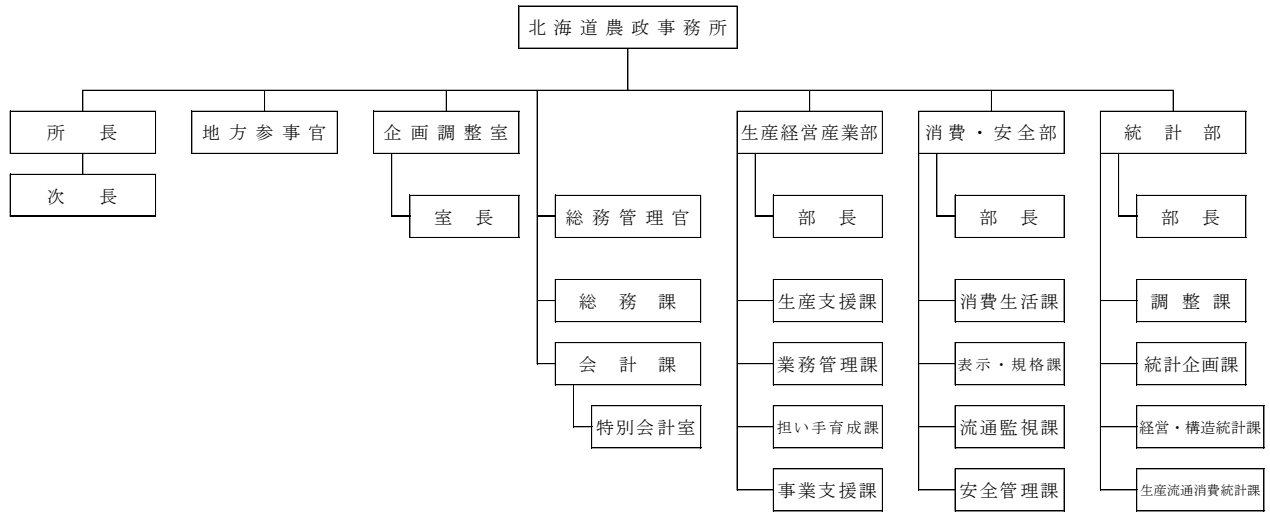


表3 令和元年度に新設又は廃止した事業(事務)所

地方農政局	新規事業(事務)所	廃止事業(事務)所
東北		庄内あさひ農地保全事業所
北陸	河北潟周辺農地防災事業所	九頭竜川下流農業水利事業所 庄川左岸農地防災事業所
中国四国	児島湾沿岸農地防災事業所	高瀬農地保全事業所
九州	宮崎中部農業水利事業所	筑後川下流農業水利事務所 筑後川下流左岸農地防災事業所

2 定 員

地方農政局及び北海道農政事務所の令和元年度末の定員は、前年度末と比べて372人減の9,452人となっている(表4)。

表4 定員関係

組織	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末
地方農政局	12,616人	11,934人	11,550人	11,158人	10,851人	10,283人	9,961人	9,623人	9,266人	8,915人
北海道農政事務所	595人	623人	608人	596人	580人	606人	597人	572人	558人	537人
合計	13,211人	12,557人	12,158人	11,754人	11,431人	10,889人	10,558人	10,195人	9,824人	9,452人

※組織再編(H23.9.1)により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

※組織再編(H27.10.1)により、地域センターを廃止。

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の9年

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、多くの農地が流出・冠水の被害を受けた。その面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では2万610haに及んだ。

東北農政局では、現地支援チーム(令和元年度も農政局職員(各区域拠点職員を含む))や各事業担当職員が被災地に寄り添い、きめ細やかに対応してきた。

令和元年度における主な取組は以下のとおり。

ア 農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、令和元年度で東北津波被災地全体(2万610ha)から農地転用を除いた18,890haのうち約9割に当たる1万7,520haである。また、東北農政局では、直轄特定災害復旧事業(「仙台東地区」として、農地・農業用施設復旧、大区画ほ場整備を実施している。

仙台東地区では、平成26年度で1,800haの農地復旧が完了した。また、大区画ほ場整備は平成25年度から順次大区画化工事を実施し、平成31年春までに27の全ブロック(約1,900ha)で営農を開始している。平成27年度からは、大区画ほ場において、暗渠排水を整備している。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16か所、福島県8か所の計24か所である。このうち宮城県では、16か所の排水機場で工事完了した。また、福島県では、7か所の排水機場で工事完了し、1か所で本格復旧を実施中である。

イ 生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金(平成23年度：341億円、復興庁計上平成24年度：29億円、平成25年度：104億円、平成26年度：75億円、平成27年度：51億円、平成28年度：33億円、平成29年度：26億円、平成30年度：35億円、令和元年度：10億円)により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金及び福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業：復興庁計上)により、乾燥調製施設や施設園芸用ハウス、農業用

機械等の導入支援を行った。

ウ 福島県における営農再開に向けた取組

福島県に基金を設置した福島県営農再開支援事業(平成24年度補正予算：232億円、平成30年度予算：130億円)により、原発事故で営農休止を余儀なくされた避難区域等における円滑な営農再開に向け、除染後農地の保全管理や鳥獣被害防止対策、放射性物質の基準値を下回る農産物が生産できることを確認する作付実証、避難先からすぐに帰還しない農業者の農地の管理耕作などの取組を支援した。

なお、令和元年度末までに、県内16市町村の農地のうち5,824ha(14市町村)で営農が再開された。

エ 農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業により、平成23年度から29年度にかけて被災3県(岩手・宮城・福島県)において、先端技術を用いた被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業を育成するための実証研究を行った。

平成30年度からは、新たな状況変化に起因する技術的課題を解決するための実証研究(11課題)及びこれまでに実用化された技術の速やかな社会実装を図るための取組(3課題)を開始し、情報発信、現場指導、技術研修等を実施している。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、令和元年産米についても安全な米のみを出荷するよう、政府、関係自治体及び生産現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた取組を支援した(福島県は全量全袋検査を実施)。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

管内経済情勢によると、令和元年度の東北地域の経済は、個人消費は、スーパー販売が主力の飲食料品を中心に堅調であり、コンビニエンスストア販売やドラッグストア販売が前年を上回っていることから、緩やかに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている。生産活動は、電子部品・デバイスがスマートフォン向けで一部持ち直しの動きがみられたものの、生産用機械は底堅く、輸送機械は弱い動

きとなっているなど、一進一退の状況にあったが、弱含んでいる。また、雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移しているほか、完全失業率が低水準となっているなど、改善していたが、改善のテンポが緩やかになっている。このことから、東北地域の経済は回復しつつあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で大きく下押しされており、厳しい状況にある。

イ 農家経営

平成27年2月1日現在の販売農家数は24万戸で、平成22年に比べて6万5千戸(21.3%)減少した。

販売農家のうち、主業農家数は5万5千戸で、平成22年に比べて1万5千戸(21.6%)減少した。

令和元年農業産出額は1兆4,319億円で、前年並みとなった。

平成30年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は323万9千円で、前年に比べて25万8千円(7.4%)減少した。農業経営費は233万1千円で、7万3千円(3.0%)減少した。この結果、農業所得は90万8千円で、18万5千円(16.9%)減少した。

農外所得は131万5千円で、前年に比べて15万7千円(13.6%)増加した。年金等の収入は177万円で、前年に比べて17万円(8.8%)減少した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は399万6千円で、前年に比べて19万9千円(4.7%)減少した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

令和元年産水稲(子実用)の作付面積は38万2,000haで、前年産に比べて2,900ha(0.8%)増加した。作柄は、田植期以降おおむね天候に恵まれたこと等により、全もみ数が平年を上回って確保され、登熟もおおむね順調に推移したことから、主に福島県や宮城県で台風第19号等による倒伏や冠水被害等がみられたものの、全県で作柄が平年を上回ったことにより、10a当たり収量は586kgで、前年産に比べ22kg(3.9%)増加した。収穫量は223万9千tで、前年産に比べて10万2千t(4.8%)増加した。

なお、東北の作付面積は全国の26.0%、収穫量は全国の28.8%を占めている。

イ 麦

令和元年産麦(子実用)の作付面積は、小麦が6,370haで、前年産に比べて200ha(3.0%)減少し、六条大麦が1,300haで、前年産に比べて20ha(1.6

%)増加した。10a当たり収量は、小麦が290kgで、前年産に比べて98kg(51.0%)増加し、六条大麦が335kgで、前年産に比べて69kg(25.9%)増加した。収穫量は、小麦が1万8,500tで、前年産に比べて5,900t(46.8%)増加し、六条大麦が4,360tで、前年産に比べて960t(28.2%)増加した。

ウ 大豆

令和元年産大豆(乾燥子実)の作付面積は3万5,100haで、前年産に比べて300ha(0.8%)減少した。10a当たり収量は148kgで、前年産に比べて16kg(12.1%)増加した。収穫量は5万2,100tで、前年産に比べて5,500t(11.8%)増加した。

なお、東北の作付面積は全国の24.5%、収穫量は全国の23.9%を占めている。

エ そば

令和元年産そば(乾燥子実)の作付面積は1万6,900haで、前年産に比べて400ha(2.4%)増加した。10a当たり収量は54kgで、前年産に比べて14kg(35.0%)増加した。収穫量は9,210tで、前年産に比べて2,650t(40.4%)増加した。

なお、東北の作付面積は全国の25.8%、収穫量は全国の21.6%を占めている。

オ 野菜

令和元年産指定野菜14品目のうち、5品目(だいこん、はくさい、ねぎ、きゅうり、トマト)の作付面積は1万4,800haで、前年産に比べて100ha(0.7%)減少した。収穫量は49万4,300tで、前年産に比べて1,900t(0.4%)減少した。

カ りんご

令和元年産結果樹面積は2万6,900haで、前年産に比べて200ha(0.7%)減少した。収穫量は54万5,100tで、前年産に比べて4万400t(6.9%)減少した。

なお、東北の結果樹面積は全国の74.7%、収穫量は全国の77.7%を占めている。

キ 畜産

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は2,080戸、飼養頭数は9万9,200頭となった。

肉用牛の飼養戸数は1万1,100戸、飼養頭数は33万4,500頭となった。

ク 花き

令和元年産切り花類の作付面積は1,731ha、出荷量は2億9,370万本となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年1月29日に設置された農林水産省の「攻めの農林水産業推進本部」に対応し、東北農政局長を本部長とする「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を平成25年2月4日に設置した。

設置後、管内市町村、関係者等との意見交換会を令和2年3月31日までに129回開催し、現行制度の運用実態、現場ニーズや事例の収集を行った。

イ 食料の安定供給の確保に向けた取組

(ア) 食料自給率の現状

平成30年度の管内各県のカロリーベースの食料自給率(概算値)は、全県(青森県120%、岩手県106%、宮城県74%、秋田県190%、山形県135%、福島県78%)が全国平均(37%)を上回り、高い水準となっている。

また、生産額ベース(概算値)でも、全県(青森県238%、岩手県200%、宮城県93%、秋田県150%、山形県181%、福島県92%)が全国平均(66%)を上回っている。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、令和元年7月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉に関する情報提供、米粉食品の試食や展示等により米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、令和元年11月に、「秋の米粉料理教室～米粉で作る♪簡単おうちピザ&スイーツ～」、令和2年2月に、「春の米粉料理教室～米粉を使ったお菓子(簡単マフィン～)」を開催し、米粉料理の普及を図り、米粉の利用拡大の取組を行った。

そのほか、学校給食等に係る取組として、米飯学校給食回数増加に向けて政府備蓄米交付制度の周知や制度の活用を働きかけた。また、保育園の行事を利用し、園児や保護者の方々、保育園の先生に食育、米の消費拡大、日本型食生活の理解を深めてもらうため出前授業を行った。

(ウ) 食育の推進

東北農政局では、管内10か所で、区市町村等が開催する食育推進会議等に参加し、食育推進計画が引き続き作成されるよう啓発するとともに食育に関する情報提供や意見交換を行った。また、地域の食や農業に関するイベントへの参加や教育機関における展示を行い、ごはんを主

食として、主菜・副菜を揃えたバランスのとれた「日本型食生活」の普及や食育の推進と食生活の改善に向けた広報活動を行った。

6月の「食育月間」には、消費者展示コーナーでパネルやフードサンプルによる「日本型食生活」の普及に向けた展示を行うとともに、局内で「弁当の日」を開催した。

また、「食育月間」に合わせ、保育所・幼稚園、子育て世代を対象に、食育セミナー「食がいのちをつくること」を秋田市で開催し、10月には、第3回食育活動表彰において農林水産大臣賞を受賞した東北地域の3団体の事例発表を中心とした食育セミナー「未来へつなげよう食育～大臣賞受賞事例を活かして～」を仙台市で開催した。

さらに、食育に係る様々な関係者の活動情報などを発信することにより、関係者の相互の連携・協働を図るため平成28年に立ち上げた「食育ネットとうほく」の会員募集を継続的に行うとともに、東北地域の370の行政、団体、企業、個人に対し「とうほく食育メールマガジン」を発信し、食育活動に関する情報などを広く共有した。

(エ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、動植物の伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んだ。

また、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階における遵守事項について、管理者及び食品関連事業者に対し、監視・指導等を行った。

食品表示の適正化を推進するため、食品表示法及び日本農林規格等に関する法律に基づき食品関連事業者に対して、食品の表示状況の監視・指導等を行った。

米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。さらに、食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀(加工用米、新規需要米)の流通状況の確認を行った。

消費者団体等との意見交換会の開催や講師派遣、大学での出張講義等により安全性をはじめとした食に関する施策や情報の提供を行うと

もに、消費者相談窓口において、食料、食生活等に関する相談に対応した。

食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保し、農業経営の効率化や改善等の効果が見込まれる GAP(農業生産工程管理)の取組推進のため、持続的生産強化対策事業のうち GAP 拡大推進加速化交付金(GAP 取組・認証拡大推進交付金)により、各県の指導活動の推進と認証取得拡大の取組への支援を行った。

(カ) 農業農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく「統合化事業計画」を令和2年3月末までに累計で376件認定した。

また、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、各県域ごとに設置した6次産業化サポートセンターを通じて、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑かつ確実に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面での支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議(行動会議)」において、フェイスブックを活用した情報の発信や令和元年7月、6次産業化勉強会・個別相談会、令和2年2月には、6次産業化マッチング交流会を開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援を実施した。

b 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進し、令和元年度末において管内全県と、市町村段階では前年度より5件増加の190市町村が策定した。

また、「令和元年度地産地消等優良活動表彰」において、管内から食品産業部門の「株式会社おくや(福島県)」が農林水産大臣賞を、「株式会社東北協同事業開発(宮城県)」が農林水産省食料産業局長賞を受賞し、3団体が東北農政局長賞を受賞した。

(キ) 農林水産物・食品の輸出

東北地域の主な輸出品目は、果物、米、水産物及び加工品で、農林水産省が進める GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)には令和2年3月末現在までに管内の235の事業者が登録

されている。希望する登録事業者には輸出訪問診断を行い輸出における課題解決に向け支援を行った。

また、東北地域における輸出の取組を後押しするため、GFP 登録事業者の輸出先国として関心が高い香港への輸出展開に役立つ勉強会の開催や、輸出に取り組む優良事業者を表彰し東北地域の農林水産物・食品の更なる輸出促進を図った。

更に、原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制に対応した輸出証明書を年間で3,165件(対前年603件増)発行した。

ウ 強い農業の創造に向けた取組

(7) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、令和2年3月末現在においては、前年より1,989経営体(全国5,237)減少し、4万8,897経営体(全国23万3,806)となった。

令和2年2月1日現在の集落営農数は、3,325で、前年に比べて14増加した。

農業法人のうち農地を所有できる法人(農地所有適格法人)は、平成31年1月1日現在において、前年より171法人増加し2,536法人となった。

また、農地のリース方式により農業経営を行う農地所有適格法人以外の法人(一般法人)は、平成30年12月末現在において、前年より17法人増加し337法人となった。

平成30年度の東北各県の新規就農者数は、青森県256人、岩手県245人、宮城県158人、秋田県225人、山形県348人、福島県212人となっており、東北管内では山形県の新規就農者数が多くなっている。

(イ) 経営所得安定対策等の実施状況

東北の令和元年度における経営所得安定対策等(収入減少影響緩和対策を除く)の支払額は822億9千万円、延べ支払対象者数は8万500件で、前年度に比べ、支払額は3億2千万円(0.4%)増加、延べ支払対象者数は5,850件(6.8%)減少した。

これを、交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の支払額は136億8千万円、支払対象者数は7,480件、支払数量は7万4,300tで、前年度に比べ、支払額は22億8千万円(20.0%)増加、支払対象者数は59件(0.8%)減少、支払数量は1万4,300t(23.9%)増加した。このうち、支払額及び支払数量について

は、梅雨時期の長雨の影響により畑作物の作柄が不良だった前年度に比べ、生育期間が天候に恵まれたこと等により増加した。

水田活用の直接支払交付金の支払額は686億1千万円、支払対象者数は7万3,100件、支払面積(戦略作物(基幹作物))は10万7,200haで、前年度に比べそれぞれ19億6千万円(2.8%)、5,790件(7.3%)、5,500ha(4.9%)減少した。このうち、支払額及び支払面積については、飼料用米、加工用米等から主食用米、備蓄米等への作付転換が行われたこと等により減少した。

また、令和元年産収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は、米価が標準的収入額を下回る地域がなかった前年と同水準で推移した一方、畑作物は収量の減少などから、大豆において標準的収入額を下回る地域があり、支払件数は152件で、補てん総額(国費と農業者拠出計)は3千万円となった。

(ウ) 農地の有効利用

令和元年の耕地面積は83万700haで、荒廃農地からの再生、東日本大震災からの復旧等による増加があったものの、耕地の荒廃、宅地等への転用等による減少があったことから前年に比べて3,400ha減少した。

令和元年の耕地利用率(耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合)は83.6%で、前年並みとなった。

担い手への農地の利用集積面積は、令和2年3月末で47万ha(担い手への集積率56.6%)となり、前年と比べて4,932ha(0.8ポイント上昇)増加した。

なお、平成26年に農地中間管理機構を各県に設立して、担い手への農地の利用集積・集約化に取り組んでおり、令和元年度の機構の借入れ面積は1万120ha、転貸面積は1万1,947ha(うち新規集積面積は5,347ha)となった。

荒廃農地の再生利用に向けた施策の推進に当たっては、荒廃農地の状況把握が必要不可欠であることから、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を行い、その結果について公表した。

東北の荒廃農地面積は平成30年11月末時点で3.3万haとなっており、前年から横ばいとなった。

(エ) 人・農地プランの実質化の推進

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地

利用を担う経営体の在り方を決めていく「人・農地プラン」の実質化の取組を推進している。

「人・農地プラン」が既に実質化されている地区は3,990地区(地区内の農地面積31万ha)、行程表を作成し実質化に取り組んでいる地区が6,044地区(地区内の農地面積46万ha)となった。

(イ) 農業経営相談所による法人化等の支援

農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題に対応していくため、「農業経営相談所」を各県ごとに整備し、農業者に対し中小企業診断士や税理士等の専門家を派遣した。

(ロ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成30年3月現在で30a程度以上の標準区画整備済面積割合は、67.5%(40万5,025ha)と全国平均65.9%とほぼ同じ水準にあるが、1.0ha程度の大区画整備済面積の割合は、14.3%(8万5,654ha)で、全国平均10.6%を上回る整備状況にある。

平成26～30年度のほ場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集積率は、事業実施前より1.9～12.2倍に増加した。

(ハ) 環境保全に向けた農業の推進

東北地域における環境に配慮した農業を実践するエコファーマーは、令和2年3月末時点で、2万423件が認定されており、全国の24%を占めている。

また、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を環境保全型農業直接支払交付金により支援している。

東北地域における令和元年度の実施件数は、前年度に比べ15件減少し630件、実施面積は91ha増加し1万8,854haとなり、全国の実施面積の24%を占めている。

さらに、東北農政局では、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」(農林水産省主催)の一環として、東北地域において、持続可能な農業を目指し、意欲的に経営や技術の改善に取り組んでいる農業者等(8優良事例)に東北農政局長賞を授与するとともに、その取組をWebサイト等で広く紹介した。

エ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 農村地域の現状

平成27年2月1日現在の販売農家における世帯員数は、94万9千人で、平成22年の129

万9千人に比べて35万1千人(27.0%)減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は18万9千人(世帯員数に対する割合19.9%)で、平成22年の30万7千人(同割合23.6%)に比べて11万8千人(38.4%)減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、34万5千人(同割合36.3%)で、平成22年の42万4千人(同割合32.7%)に比べて、8万人(18.8%)減少した。

(イ) 中山間地域等直接支払交付金の推進

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するもので、令和元年度は、東北174市町村の4,118集落等に交付され、交付面積は前年より286ha増加し、7万447haとなった。

(ウ) 多面的機能支払交付金の着実な実施

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うもので、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもので、令和元年度については、東北227市町村のうち215市町村で実施しており、農地維持支払の取組面積は43万9,415ha、5,715の活動組織で取組を行った。

(エ) 農作物鳥獣被害対策の推進

「鳥獣被害防止特別措置法」(平成19年法律第134号)に基づく市町村の被害防止計画は、令和元年10月末までに217市町村(96%)において作成され、これら被害防止計画に基づく被害防止対策をより効果的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊が196市町村で設置されている。

また、各県又は市町村を中心とした協議会が「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用して、捕獲や侵入防止柵の設置などの被害防止対策に取り組んだ。

東北農政局では、東北地域の国・県・研究機関の関係機関で構成する「東北地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催して各機関の被害防止の取組等を共有し東北地域の鳥獣被害防止対策の推進を図った。

(オ) 再生可能エネルギーの利用推進

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生

可能エネルギー発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)に基づく基本計画を3市町が新たに策定し、同計画の策定数は18市町となり、同計画に基づく設備整備計画は8地区が新たに認定され、25地区となった。また、農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業の取組に必要な活動を支援した(2地区)。さらに、小水力等発電設備の導入に係る調査設計及び協議調整への支援を15地区で実施した。

(カ) 都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村の活性化を図るため、県又は市町村が作成する活性化計画に基づく取組を総合的に支援した。

令和元年度までに東北227市町村において273の活性化計画が策定され、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)が交付された。

また、農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進するため、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)による支援を実施し、令和元年度までに76地域が採択されたほか、農泊の取り組みを中心に農山漁村の活性化を推進するため、農山漁村を元気にするための東北版サミットを開催した。

(5) 関係機関との連携強化

攻めの農林水産業等に関する情報を発信及び現場の声を収集するため、市町村(長)との意見交換会(懇談会)を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、福島県の避難区域等市町村の営農の再開、農業の再生に向け、農林水産本省、福島復興局及び関係自治体等と連携して、直接現場に向いて意見交換等を行い、関係事業の活用を含めた課題の解決・支援を推進した。

また、農林水産業の6次産業化に向けた「東北ブロック6次産業化推進行動会議」や農林水産物等の輸出促進を図るための「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース(106回)、記者レクチャー(3回)を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の各地域で食料・農業・農村分野の様々な取組を進めていただくため、「東北食料・農業・農村を巡る情勢」を作成するとともに、局Webサイト、プレスリリース等を通じて東北における食料・農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、Web

サイト掲載内容の迅速な更新を行うとともに、東北農政局メールマガジン(令和2年3月末現在登録会員6,541名)を毎月2回配信した。

仙台合同庁舎B棟1階行政情報プラザに設けた東北農政局の「消費者展示コーナー」では、局内各部課で取り組む施策や実績を動画上映と展示により紹介するとともに、管内自治体等の協力を得て、農林水産業に関する地域の特色ある取組や物産品を紹介し、消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年度の経済情勢を見ると、関東財務局公表の管内経済情勢報告等によれば、同年7月から令和2年1月の各判断において、個人消費は、コンビニエンスストア及びドラッグストアの販売額が前年を上回っていること等を背景に「回復しつつある」、雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移する等を背景に「改善している」状況であった。

生産活動は、輸送機械、生産用機械、化学の減少により、「緩やかに持ち直し」から「足踏み状態にある」となるものの、同年1月時点の総括判断では、生産に弱さが見られるが、回復している状況にあった。

しかしながら、同年4月時点の判断においては、管内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制される中、生産活動において減産の動きが広がるなど急速に下押しされ、極めて厳しい状況となった。

なお、法人企業統計調査によれば、関東財務局管内主要企業の令和2年1-3月期の企業収益(経常利益)は、前年比で製造業▲9.6%、非製造業▲49.0%、全産業▲38.0%であった。

イ 農業産出額

令和元年の農業産出額は2兆1,397億円で、前年に比べ1,079億円(4.8%)減少し、全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める関東農政局管内の割合は23.9%となっている。

また、生産農業所得は7,630億円で、前年に比べ805億円(9.6%)減少した。

ウ 農業経営

令和元年の農業経営体1経営体当たり(個人経営)の、農業粗収益は664万6千円で、農業経営費は542万円であった。

この結果、農業所得は122万6千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

令和元年産水稻(子実用)の作付面積は、28万6,700haで、前年産に比べ600ha(0.2%)増加した。

全もみ数は、静岡県では「多い」、茨城県、栃木県及び長野県では「やや多い」、その他の都県では「平年並み」から「少ない」となり、登熟は、神奈川県では、全もみ数が少ないことによる補償作用等により「良」、群馬県、東京都及び山梨県では「平年並み」、その他の県では、8月中下旬以降の日照不足やその後の台風による影響及び全もみ数が多いことによる相反作用等により、「やや不良」又は「不良」となった。

この結果、管内平均の10a当たり収量は521kg(作況指数97)となった。

収穫量は149万5千tで、前年産に比べ4万2千t(2.7%)減少した。

イ 麦

令和元年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)合計の子実用作付面積は3万8,900haで、前年産に比べ300ha(0.8%)減少した。

収穫量は14万3,200tとなり、前年産に比べ1万1,000t(8.3%)増加した。

ウ 大豆

令和元年産大豆(乾燥子実)の作付面積は1万100haで、前年産に比べ200ha(1.9%)減少した。

収穫量は、10a当たり収量が低下したことから1万1,500tとなり、前年産に比べ2,300t(16.7%)減少した。

エ 野菜

令和元年産野菜の収穫量(主産県計)は、産出額(平成30年)の多い順から、ねぎが24万200t(うち千葉県が6万4,300t、埼玉県が5万6,800t)、いちごが5万7,900t(うち栃木県が2万5,400t、静岡県が1万600t)、トマトが19万8,000t(うち茨城県が4万3,400t、栃木県が3万4,800t)、ほうれんそうが10万200t(うち埼玉県が2万3,900t、群馬県が2万200t)であった。

オ 果樹

令和元年産果実の主な品目の収穫量(主産県計)は、みかんが10万1,300t(うち静岡県が8万5,900t)、りんごが13万6,300t(うち長野県が12万7,600t)、日本なしが8万7,900t(うち茨城県が2万t、千葉県が1万9,300t)、ぶどうが7万3,100t(うち山梨県が3万6,900t、長野県が3

万1,700 t)であった。

カ 花き

令和元年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が3,420ha、鉢もの類が611ha、花壇用苗もの類(主産県計)が588haであった。

キ 畜産

令和2年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が18万6,000頭。肉用牛が29万1,600頭。

令和元年の生乳生産量は118万8,225 tで、前年に比べ2万3,636 t(2.0%)減少した。

ク 茶

令和元年産の茶の栽培面積(埼玉県及び静岡県)は1万6,700haであった。荒茶生産量(埼玉県及び静岡県)は3万400 tで、全国(主産県計)の4割を占めている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成30年度の関東農政局管内のカロリーベースの食料自給率(概算値)は、平成30年10月1日現在の都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、1%、2%及び10%となっている。

その他の地域については、茨城県が70%、栃木県が73%、群馬県が33%、千葉県が26%、山梨県が19%、長野県が53%、静岡県が16%となっており、全国平均37%と比較すると総じて低い水準にある。

一方、平成30年度の関東農政局管内の生産額ベースの食料自給率(概算値)は、都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、3%、12%及び17%となっている。

その他の地域については、茨城県が120%、栃木県が111%、群馬県が93%、千葉県が62%、山梨県が87%、長野県が130%、静岡県が55%となっており、全国平均66%と比較すると都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県を除くと総じて高い水準にある。

イ 農産物・食品の輸出力強化と高付加価値化

(7) 農林水産物・食品の輸出促進

「農林水産業・地域の活力創造本部」(平成28年5月)において「農林水産業の輸出力強化戦略」が示され、平成31年4月には「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する閣僚会議」を設置、令和元年6

月に農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向が取りまとめられるなど、輸出拡大に向けた気運が高まる中、輸出先国・地域が求める規制・検疫条件に対応するための施設整備、国際認証取得等の取り組み、産地間連携等による海外での販路開拓等の取組に対する支援を行った。

また、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)訪問輸出診断により、輸出に意欲がある農林漁業者・食品事業者等の課題解決に向けた支援を行った。

さらに、関東経済産業局、北陸農政局との3局連携による輸出促進の取り組みとして、農林漁業者や食品事業者に対するセミナー等を行った。

なお、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて20(事故直後54)の国・地域が輸入規制を継続(令和2年3月2日時点)しており、これらの国・地域へ日本から食品等を輸出する際には輸出先国が求める証明が必要なことから、産地証明、放射性物質検査証明、輸出事業者証明及び原産地証明に係る証明書の発行を行った(令和元年度関東農政局管内証明書発行件数3万0,926件)。

(4) 地理的表示(GI)保護制度の推進

地理的表示(GI)保護制度において、令和元年5月に東京しゃも(東京都)が登録され、令和2年3月現在、関東農政局管内の登録産品は10産品となった。

更なる登録申請の促進のため、管内自治体や関係団体等に対し、制度について説明等を行うとともに、同年11月には消費者の部屋特別展示において、制度の周知を行った。また、GIサポートデスクと連携して「地理的表示保護制度活用セミナー in 関東」(令和2年2月12日)を開催し、ブランドの発展における知的財産マネジメントの重要性や、GI保護制度の活用方法等について説明を行った。

併せて、GI保護制度の適切な運用を図るため、登録生産者団体が行う生産行程管理業務の実施状況の確認及び不正表示通報窓口へ寄せられた疑義産品を扱う事業者に対する調査を実施し、同事業者等に対する指導・助言を行った。

(7) 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及

び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく事業計画の認定は、令和2年3月末までに、総合化事業計画が438件、研究開発・成果利用事業計画が11件となった。これら認定事業計画等の実施に対し、食料産業・6次産業化交付金等を活用し、事業計画の作成支援をはじめとして、認定事業計画のフォローアップのための6次産業化プランナーの派遣、商品開発、販路拡大、施設整備等への支援を行った。

(エ) 食品リサイクルの推進

食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等の状況について確認、指導を行った（令和元年度：114事業者）。令和元年度の定期報告書の提出数は1,116件であり、全国の約1/3を占めている。その提出に先立ち、事業者に対する定期報告書の記入方法の説明等を目的とした説明会（全3回。総出席者数約500名）を開催した。

また、登録再生利用事業者制度において、平成令和元年度は8件の新規登録、更新等を行う（令和2年3月末現在の登録事業者数は51社（メタン事業を行う事業者を除く））とともに、再生利用等の状況を確認するため、環境事務所等と連携して15件の調査点検を実施した。

さらに、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品（食品ロス）を削減するため、食品関連事業者などから当該食品を預かり、必要とする団体等に届けるフードバンク活動推進のための情報交換会を開催（令和元年11月19日、62名出席）した。

(オ) バイオマスの利活用の推進

平成21年6月に制定された「バイオマス活用推進基本法」に基づき、「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定され、都道府県及び市町村が「バイオマス活用推進計画」の策定に向けた地域での取り組みを推進している。

関東農政局管内では、令和元年度末までに5県8市町村で活用推進計画が策定された。

また、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で構成されたバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」が決定され、バイオマス産業を軸とする「環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり」を目指す地域、いわゆる「バイオマス産業都市」の構築が盛り込まれた。

関東農政局では、バイオマス産業都市の構築を進めるため、管内都県、市町村に対して普及推進を図り、令和元年度末までに、関東農政局管内では9市町村が選定された。

ウ 「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり

(ア) スマート農業の推進

ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用し、生産現場が抱える労働力不足の解消や生産性向上等の課題の解決をめざすスマート農業の社会実装の加速化に向け、管内でもスマート農業実証プロジェクトにより、12の地区で取組が進められている。

こうした中、令和元年8月に「関東地域スマート農業サミット及びマッチングミーティング」を開催し、管内のスマート農業実証プロジェクト取組主体の概要発表及び意見交換を行うとともに、スマート農業機械の関連企業と農業者とのマッチングミーティングを実施した。

(イ) 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。国が事業主体となる国営事業については、大規模な優良農業地域において13地区〔那珂川沿岸、茨城中部、栃木南部、赤城西麓、荒川中部、北総中央、印旛沼二期、大根用水、笛吹川沿岸、釜無川、伊那西部、竜西、三方原用水二期〕で実施し、基幹的な農業水利施設等の整備や保全を行った。

なお、関東管内の耕地面積は全国の約18%を占め、30a程度以上の区画整備済水田の割合は65.3%、50a程度以上の区画整備済水田の割合は6.0%となっている。

エ 担い手への農地集積・集約化等による構造改革

(ア) 意欲ある多様な担い手の確保・育成

関東農政局管内における認定農業者数は、令和2年3月末現在で5万862経営体（新規認定は1,886経営体）で、近年はほぼ横ばいとなっており、全国（23万3,806経営体）の約2割を占めている。一方、認定農業者のうち法人経営は一貫して増加しており、前年と比べ224経営体増加し4,710経営体となり、全体の9.3%を占めている。

農業法人のうち農地を所有できる法人（農地所有適格法人）は、平成31年1月1日現在で前年より183法人増加し2,925法人となり、農業に参入している農地所有適格法人以外の法人は、平成30年12月末現在で前年より181法人

増加し986法人となった。

また、平成30年度の新規就農者数は、前年度に比べて179人減少し、2,639人となった。

(イ) 「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している。このような人と農地の問題を解決するため、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体とその経営体への農地集積方法、地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の見直し等を推進した。

関東農政局では、地域の関係者の話し合いによって作成された人・農地プランの優良事例の周知を行うとともに、1市町村1プランを実質的な話し合いの単位に分割することや、農地中間管理機構の活用方針、農地の出し手の位置付けなど地域の話合いによる本格的な人・農地プランとなるよう見直しを進めた。

これにより、関東農政局管内においては令和2年3月末までに、10都県9,988地区のうち、1,799地区で「人・農地プランの実質化」が作成された。

(ウ) 農地の有効利用に向けた取組

令和5年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するとの方針目標を実現するため、平成26年3月に各都県に設置された農地中間管理機構による農地中間管理事業等を活用し担い手への農地の利用集積を推進した。

令和元年度末時点における関東管内の担い手への農地集積面積は、27.9万ha、集積率は36.1%、年間集積目標面積に対する過去1年間の集積増加面積の割合は17%となった。

農地中間管理事業による新規集積面積は、全国的に減少傾向にあり、関東管内においても3.0千haと前年度実績から0.4千ha減少となったが、管内都県別にみると、栃木県は86ha、埼玉県は120ha、前年度実績から増加した。年間集積目標面積に対する新規集積面積については、埼玉県(21%)、千葉県(11%)及び山梨県(11%)が全国平均(10%)より高くなった。

オ 経営所得安定対策等の実施

令和元年度経営所得安定対策等(収入減少影響緩和交付金を除く)の支払件数は、5万2千件(対前年比4千件減)となった。

交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金は、4万6千件(対前年比4千件減)、畑作物の直接支払交付金は、6千件(対前年ほぼ同数)となった。

支払面積では、水田活用の直接支払交付金(戦略作物、基幹作)は、6万1千ha(対前年比2千ha減)となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、作柄が不良であった平成30年度と比べ、生育期間が天候に恵まれたため、全体的に増加し、11万7千t(対前年比8千t増)となった。

一方、収入減少影響緩和交付金(平成30年産)については、大豆の収量低下などがあったものの、令和元年度産の米価が前年と同水準で推移したことにより、支払件数は113件(対前年産比98件減)、補てん総額は7百万円(対前年産比57百万円減)となった。

カ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組の推進

(ア) 食育の推進

第3次食育推進基本計画における重点課題の解決に向け、管内の自治体、農林漁業者、企業等と連携し食育を推進した。6月の食育月間には、開催地を所管する局として、「第14回食育推進全国大会 in やまなし」(山梨県甲府市)に参加すると共に大会運営を支援した。なお、本大会のテーマ「食がつなぐ人と未来～健康寿命日本一の富士の国やまなしから全国へ～」に沿い、参加者一人一人が食と健康を考え、健全な食生活の実現に向けて第3次食育推進基本計画の重点課題である「健康寿命の延伸につながる食育の推進」を趣旨にセミナーを開催(参加者111名)した。また、出展ブースでは、関東食育推進ネットワーク会員(令和元年3月末1,556名)7組によるミニ講座を2日間に渡り実施した。

2月には多様な連携により食育活動の活性化を図ることを目的に、東京家政大学板橋キャンパス(東京都板橋区)において、食育実践者と大学生の参加による「令和の時代における食育～身近なところからはじめようSDGs～」をテーマに交流会を開催した(参加者60名)。なお、開催に当たっては、全ての参加者に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への協力を事前に周知すると共に、当日は手指消毒の励行とマスクの着用を徹底した。

関東食育推進ネットワーク会員をはじめとした食育実践者に向けては、関東農政局Webサ

イト「食育ひろば」や電子メール(メールマガジン)を活用し、食・農林漁業体験受け入れ施設の紹介(管内275施設)、食育施策やイベント等の情報発信、また、食育に取り組む企業や団体同士の連携を目的として活動内容等を記載したエントリーシートを掲載(74企業・団体)している。

(イ) 食の安全等に関するリスク管理の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農産物のかび毒等の有害化学物質の含有実態調査、農薬及び飼料の使用実態調査、指定配合肥料の生産事業者に対する立入検査、動物用医薬品等製造販売業者等の許可・更新等、動物用医薬品製造業者に対する立入検査、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等の調査を行うとともに、ペットフードの安全確保のため製造業者等に対する立入検査等を行った。

また、農産物の生産に影響を与えかねない重要病害虫の防除として、ウメ輪紋ウィルスやテンサイシストセンチュウ等のまん延防止対策を実施した。

(ウ) 食品の安全等に関するコミュニケーションの推進

消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局において「消費者団体との意見交換会」を開催し、消費者が関心あるテーマを基に意見交換を行ったほか、外部機関からの要請に基づき出前講座を実施し、農林水産施策に関する情報の受発信を行った。

1月には、新たな育種技術としてのゲノム編集技術に関する消費者等からの問い合わせを踏まえ、都県等行政担当者を対象に「ゲノム編集技術」をテーマとした食品安全セミナーを開催した。

また、「消費者の部屋」の活動として、消費者からの相談を受け、地域や学校のイベントにおける「移動消費者の部屋」の開設、テーマを定めた特別展示の開催、及びWebサイトや電子メール(メールマガジン)を活用して、消費者等に対し積極的に農林水産施策や食品安全について情報提供を行った。

(エ) 表示の適正化等に関する取組

消費者の適正な食品の選択等に資するため、食品事業者に対する表示調査を日常的に実施するとともに、食品表示110番に寄せられた不適正表示に関する情報に対しては、その都度、事実確認のための立入検査等を実施し、立入検

査等の結果、不適正な表示等を確認した場合は、厳正に改善指導を実施した。

また、長野県等における豚熱発生を受け、豚肉等に不適切な告知等が行われることのないよう調査を実施した。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米穀等の取扱事業者、米飯類を提供する外食事業者等に対し、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため立入検査を実施した。

さらに、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用しての制度説明や食品衛生協会、商工会、消費者団体等に対する周知普及活動を行った。

食糧法に基づき、用途限定米穀(飼料用、米粉用、加工用米)の生産者、出荷業者、実需者等に対し、主食用米への横流れを防止するため立入検査を実施した。

農産物検査法に基づき、登録検査機関の事務所において、登録検査機関が適正に業務運営を行っているか確認するため立入調査を実施した。

(オ) 豚熱のまん延防止に向けた取組

関東農政局では、9月から11月にかけて埼玉県、長野県及び山梨県で発生した豚熱への対応として、その都度、発生県に職員を派遣し、農林水産本省及び発生県と連携して防疫対応を行った。

また、野生イノシシによる豚熱ウイルス拡散を防止するため、長野県が実施した経口ワクチンの散布に職員を派遣し、長野県及び関係機関と連携して、経口ワクチンの散布作業を行った。

キ 地域の活性化

(7) 多面的機能の維持・発揮

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動について、3,396活動組織、21万1,454haで取り組まれた。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持する取組が、令和元年度は2,341協定、2万1,168haで行われた。

(イ) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成23年

度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を環境保全型農業直接支払交付金により支援しており、令和元年度の実績は、実施件数 532 件、実施面積 6,072ha(対前年度比 0.2%減)であった。

さらに、持続可能な農業の普及・拡大の加速化を目的とした持続可能な農業推進コンクールに関して、管内事例を対象として関東農政局長賞 1 点を決定した。(賞状の交付については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年 7 月に実施した。)

(カ) 荒廃農地の現状と解消に向けた取組

令和元年の荒廃農地は、解消に向けた地域毎の積極的な取組により 2,671ha が再生利用された結果、7 万 2,123ha となっている。このうち再生利用が可能な荒廃農地は 2 万 9,037ha で、いずれも全国の約 3 割の面積を占めている。

この解消の一環として、関東農政局では、耕作放棄地対策検討チーム(平成 24 年 4 月設置)を主体に、荒廃農地解消優良事例紹介と県及び市町村との意見交換等を通じて、荒廃農地解消に取り組んでいる。

(キ) 農福連携の推進

農業分野における障害者の雇用促進に向けて、関東農政局管内の農業者、福祉事業者、行政機関等で構成される「関東ブロック障害者就業促進協議会」の運営を行った。

令和 2 年 2 月には、農業分野における障害者就労の場を拡大することを目的として、同協議会、関東信越厚生局と共催で、新型コロナウイルス感染拡大の防止に細心の注意を払いつつ、「関東ブロック農福連携セミナー・スタディツアー」を開催(農業・福祉団体、国や県・市町村の行政機関等から計 60 余名参加)し、農福連携の現状と課題、先進的事例の紹介等を行った。

(ク) 都市農業の推進

都市農業振興に関する新たな施策の方向性となる「都市農業振興基本計画」(平成 28 年 5 月閣議決定)において、都市農地の位置付けは、「都市化するべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換した。

都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な役割を果たしており、その振興を図ることが重要であることから、都市農地の有効活用や適正な保

全に向けて、都市農業に取り組む農業者との意見交換等による情報の収集・発信や都市農業のビジネスモデルの優良事例の提供を行った。

また、都市住民との交流促進のためのマルシェ開催への取組支援を行った。(東京都練馬区、あきる野市周辺)

さらに、都市農地の有効活用を図るため、市街化区域内の生産緑地を対象に農地の貸借を可能にする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成 30 年 9 月施行)の活用について、関係者等に働きかけを行った。

これによる同法の活用は、令和 2 年 3 月末時点で、自ら耕作の事業に供するための貸借が 71 件、約 14ha(全国 119 件、約 22ha)、市民農園を開設するための貸借が 35 件、約 6ha(全国 55 件、約 8ha)となり、いずれの件数、面積とも全国の約 6 割強を占めている。

(カ) 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成及び捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置を推進したところ、令和 2 年 3 月時点の被害防止計画策定市町村数は 317 市町村(対前年比 4 市町村増)、鳥獣被害対策実施隊については、197 市町村(対前年比 10 市町村増)で設置された。

(4) 関係機関との連携強化

各種施策の推進に当たり、関係省庁、都県、生産者団体、消費者団体、試験研究機関等との各種会議や意見交換を行った。

関東地域は都心から少し足を延ばせば魅力的な農のいとなみがあり、高度に発達した鉄道網を利用することで、素晴らしい農業景観に簡単に会えることを、より多くの方々に知っていただくため、「農のいとなみと鉄道フォトコンテスト」を実施した。

(5) 広報活動

管内の農業情勢を分析・紹介する「関東食料・農業・農村をめぐる事情」を作成し、トピックスは、令和元年台風 15 号、19 号等の被害、支援、CSF(豚熱)への対応、新型コロナウイルスへの対応を記載し、第 I 章では、管内で行われている取組について、その概要や背景、創意工夫をこらしている点、具体的な効果、経営改善の状況等を政策分野別に記載、第 II 章では、「関東管内の食料・農業・農村をめぐる状況」として、関係統計資料のグラフ化による

見やすい内容で紹介した。

最新の施策情報や関東農政局の取組等の情報を迅速に広く国民へ情報発信するため、報道機関に対し「プレスリリース」を行うとともに、「関東農政局Webサイト」及び「関東農政局メールマガジン」（隔週発行）に情報を掲載し提供した。

また、令和2年1月から「BUZZ MAFF」が始まり、関東農政局からは、「しぞ〜か食堂」として静岡県の意外な特産物の紹介や、レシピなどを発信した。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年度の北陸管内における経済情勢は、景気は緩やかに拡大基調にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化している。

個人消費は、百貨店・スーパー等の売上高は、食料品が堅調であるほか、高額品に動きがみられるなど、着実に持ち直していたが、富山県、石川県、福井県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は減少している。また、旅行取扱は当初、増加していたが、7月頃から新潟県で横ばいとなり、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により4県とも減少している。

設備投資は、富山県、石川県、福井県は、高水準で横ばいの動きとなり、新潟県では当初から増加が続いたが、新型コロナウイルス感染症の影響により横ばいとなった。

公共投資は、国や地方公共団体からの請負工事の発注の増加や、北陸新幹線敦賀延伸関連工事の進捗などから増加している。

雇用情勢は、企業の人手不足感は強い状態が続いており、有効求人倍率は、高水準で推移している。雇用者所得は、着実に増加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により横ばいへと推移した。

イ 農業経営(水田作経営)

平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする個別の農業経営体)1経営体当たりの農業粗収益は315万2千円で、前年に比べ18万円(5.4%)減少した。

一方、農業経営費は237万3千円で、前年に比べ3万4千円(1.5%)増加した。

この結果、農業所得は77万9千円となり、前年に比べ21万4千円(21.6%)減少した。

また、農業所得に農外所得、年金等の収入、農

業生産関連事業所得を加えた総所得は523万8千円で、前年に比べ1万円(0.2%)減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

令和元年産水稻(子実用)の作付面積は前年産に比べ900ha(0.4%)増加し、20万6,500haとなった。

水稻の作柄は、田植期以降、おおむね高温・多照で経過したことから、10a当たり収量は、全もみ数が「やや多い」となり、登熟は8月下旬の寡照・多雨の影響により緩慢になった地域があったものの、北陸全体では「平年並み」となったことから、前年産に比べ7kg(1.3%)増加し、540kgとなった。

県別では、新潟県が542kg、富山県が553kg、石川県が532kg、福井県が520kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万9千t(1.7%)上回る111万5千tとなった。

また、農家等が使用しているふるい目幅ベースの作況指数は、新潟県が100、富山県が102、石川県が102、福井県が100で北陸全体では101となった。

イ 麦

令和元年産六条大麦(子実用)の作付面積は前年産に比べ100ha(1.1%)減少し、9,280haとなった。

10a当たり収量は、前年産を113kg(60.1%)上回る301kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万300t(58.5%)上回る2万7,900tとなった。

ウ 大豆

令和元年産大豆(乾燥子実)の作付面積は前年産に比べ600ha(4.6%)減少し、1万2,400haとなった。

10a当たり収量は、前年産を4kg(2.8%)上回る148kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を300t(1.6%)下回る1万8,400tとなった。

エ 野菜

令和元年産野菜のうち管内で作付面積が多い、だいこんは前年産に比べ90ha(4.2%)減少し2,050ha、ねぎは前年産に比べ10ha(0.9%)減少し、1,100haとなった。

オ 果樹

令和元年果樹のうち管内で栽培面積が多い、かきは前年に比べ10ha(0.7%)減少し1,370ha、日本なしは前年に比べ13ha(1.6%)減少し、784haとな

った。

カ 花き

令和元年産花きの作付(収穫)面積のうち、切り花類(新潟県)は前年産に比べ 300 a (1.4%)減少し 2万 1,300 a、球根類(新潟県)は前年産に比べ 600 a (6.0%)減少し 9,350 a、球根類(富山県)は前年産に比べ 970 a (14.2%)減少し 5,850 a、鉢もの類(新潟県)は前年産に比べ 510 a (6.0%)減少し、7,990 a となった。

キ 畜産

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は前年に比べ 21 戸(6.9%)減少し 284 戸、飼養頭数は前年に比べ 200 頭(1.6%)減少し 1万 2,400 頭となった。

肉用牛の飼養戸数は前年に比べ 34 戸(9.0%)減少し 343 戸、飼養頭数は前年に比べ 300 頭(1.4%)増加し 2万 1,700 頭となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けて

北陸管内の平成 29 年度における食料自給率は 80%と高い値を示している一方、米を除く自給率は 12%であり低い値となっている。

このため、食料自給率向上に向け、とくだね e ~講座「ご存じですか?食料自給率」として、北陸管内の地方自治体からの要請に対し出前講座を実施し、また、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産農産物の消費拡大や地産地消を推進するパネル展示及び資料配布等を行った。

国産農産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポン アワード 2019」への応募を呼びかけた結果、ベスト 100 産品に北陸管内から 8 産品が選ばれた。

また、米の消費拡大を図るため、市町村への学校給食用等政府備蓄米の交付の取り組み、各種イベント等における普及・啓発活動や北陸農政局 Web サイトで米の消費拡大につながる情報を紹介するとともに、米粉の利用促進を図るため、北陸地域米粉利用推進連絡協議会や関係機関と連携したメールマガジンの発信や同 Web サイトの米粉のページにおいて米粉関係情報を紹介した。

イ 食育の推進

令和元年度「食育月間」の取組として、食育と地産地消の関連性や連携の効果について広く考

え、行動する機会となるよう「食育と地産地消の連携について」をテーマに石川県で食育シンポジウムを開催した。

「消費者の部屋」において、「日本型食生活の実践」、「和食文化の保護・継承」、「農林漁業体験の促進」に向けたパネル展示及び 1 企業・7 大学等でパネル展示や卓上メモを活用した情報提供を行った。

食育月間以外の取組として、「移動消費者の部屋」及び食や農に関するイベントでパネル展示及びリーフレットの配布を行った。

「食育ネットほくりく」交流会は、「みんなで考えよう!食の循環・環境」をテーマに新潟県及び福井県で開催した。

また、大学で「農林水産省における食育の推進について」をテーマに、食育推進に係る課題、農林水産省や北陸農政局が進める食育にかかる施策や取組等について講義を行った。

ウ 食料の安定供給の確保に関する施策

(7) 食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a コミュニケーションの推進、消費者への情報提供及び意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだね e ~講座」を 19 回実施するとともに、消費者団体と「アクリルアミドを減らすために家庭でできること」をテーマに意見交換会を新潟県、富山県、福井県で実施し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

農産物の残留農薬やかび毒及びヒ素含有等の実態について各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止、各種有害物質等の吸収抑制・低減対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病害虫防除所職員等担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病害虫同定診断技術の向上を図った。

c 肥料取締法に関する取組

「肥料取締法」(昭和 25 年 6 月 1 日法律第 127 号)に基づき、登録肥料の更新、指定配合肥料の届出を受け付けるとともに、指定配合肥料生産業者への立入検査を実施した。

また、肥料取締法改正にともなうブロック説明会を 2 月に開催し、改正内容を広く周知した。

d 家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内での豚熱等の家畜伝染病の発生リスクを低減するための各県への支援を行うとともに、福井県で令和元年7月に発生した豚熱への防疫対策として、作業支援者の派遣（延べ30名）、疫学調査の支援のほか、消費者団体等への情報提供等を行った。また、豚熱の感染リスクを高める野生イノシシの捕獲作業に、福井県越前市と富山市に、森林管理局とともに、作業支援者（延べ60名）を派遣した。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等が管内で発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「北陸農政局特定家畜伝染病対応マニュアル」に基づく防護服の着脱訓練を11月に実施した。

e 飼料安全法に関する取組

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（飼料安全法）（昭和28年4月11日法律第35号）に基づき、飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者からの届出を受け付けるとともに、港湾サイロにおいて立入検査を実施した。

f 医薬品医療機器等法に関する取組

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）（昭和35年8月10日法律第145号）に基づき、動物用医薬品、医療機器の製造販売事業等、登録・許可等を実施した。

g ペットフード安全法に関する取組

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）（平成20年6月18日法律第83号）に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、関係事業者への立入検査等を実施した。

h 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）（平成15年6月11日法律第72号）に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び牛肉の販売業者等に対して巡回調査等を実施し、点検・指導を行った。

i 食品表示の監視・指導等

「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）及び「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）（昭和25年5月11日法律第175号）に基づく食品の適正表示を推進するため、食

品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況等に関する巡回調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報を基に立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合は改善の指示又は指導を行った。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、各県に設置されている「食品表示監視協議会」に参画し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 米の適正流通確保等に向けた取組

a 米トレーサビリティ法について

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）（平成21年4月24日法律第26号）に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達状況等を確認するため、米穀等を取り扱う米穀事業者に対し、巡回調査等を実施した。

b 用途限定米穀の横流れ防止

「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」（食糧法遵守事項省令）（平成21年11月5日農林水産省令第63号）に基づく、用途限定米穀（加工用米、新規需要米（飼料用米、輸出用米等）の適正流通確保のため、米穀の出荷販売事業者等に対し、巡回調査等を実施した。

c 適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づく農産物検査の実施状況を確認するため登録検査機関に対し、巡回調査等を実施した。

(ウ) 6次産業化の推進

6次産業化サポート事業を活用した県主導による推進体制のもと、各県が定めた実施方針に基づくサポート機関の設置・体制の整備、プランナーによる相談・支援活動等について支援を行った。

また、北陸農政局 Web サイトや北陸地域6次産業化推進ネットワーク協議会を活用し、6次産業化支援施策やイベント等の情報発信をしたほか、北陸農政局作成のパンフレット、事例集を活用し、農林漁業者等に対し、6次産業化の取組の普及・啓発を行った。

このような取組の結果、令和元年度は、総合化事業計画4件を認定した。

(エ) 地理的表示保護制度の推進

第11章 地方農政局等

平成27年6月に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(平成26年6月25日法律第84号)に基づき、地理的表示保護制度への登録を推進するために、申請を予定している団体等に対し制度の説明を行った。

また、「地理的表示制度に係る研修会」(令和元年6月11日)を開催し、関係者に制度周知を行った。

さらに、北陸農政局「移動消費者の部屋」において北陸地域のGI登録産品のパネル展示等を行い、制度の普及・啓発を行った。

なお、北陸地域では、令和元年6月14日に「津南の雪下にんじん」(新潟県)が追加登録され、登録産品は合計11産品となった。

(ハ) 地産地消の推進

農林水産省が実施した「令和元年度地産地消等優良活動表彰」の教育関係部門に応募のあった、「滑川市学校給食共同調理場(富山県)」を文部科学大臣賞、「立山町学校給食センター(富山県)」を農林水産大臣賞、食品産業部門に応募のあった、「朝日町農村女性グループ連絡協議会(富山県)」を食料産業局長賞、「チーム能登喰いしん坊(石川県)」を全国地産地消推進協議会会長賞として表彰した。

また、食品産業部門に応募のあった、「コミュニティカフェ・カフェゴッコ(富山県)」を北陸農政局長賞として表彰した。

(カ) 農林水産物・食品等の輸出促進

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関わる個々の事業者のネットワーク形成を目的とする意見交換の中で提示された、国内輸送費が嵩むという課題に対し、北陸の港を発地とする混載輸出の可能性を探る検討会の開催及び北陸地方整備局と連携した小口混載でのテスト輸送等を実施した。また、外国人旅行者をターゲットとした輸出拡大の取組として、コメから生まれた北陸の食文化(石川県版、富山県版、福井県版、新潟県(下越地区)版)の英語版リーフレットを作成し、主要駅、空港、観光施設に配布した。

さらに、経済産業局等と連携し、GFP輸出訪問診断や、海外市場開拓支援事業(アメリカ、ベトナム現地商談会)の開催支援等、輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の支援を行った。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて食品等の輸入規制をしている諸外国への輸出証明書の発行業務を行い、令和2年3月末現在で

5,012件の証明書を発行した。

エ 農業の持続的な発展に関する施策

(ア) 認定農業者の動向

令和2年3月末現在の認定農業者数は、1万9,173となり、前年に比べ456減少した。

また、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ101増加し、2,578となった。

(イ) 集落営農の組織化・法人化の動向

令和2年2月1日現在の集落営農数は2,368(全国構成比16.0%)で、前年に比べ12増加した。組織形態別にみると、法人は1,259で全体の53.2%と、全国の36.8%を16.4ポイント上回っている。

(ロ) 一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農地所有適格法人以外の法人(一般法人)が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。結果、農地を利用して農業経営を行う一般法人は平成30年12月末現在175法人に達している。

(ハ) 新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年の新規就農者の大幅な増加を図るため、就農前後の青年就農者に対する農業次世代人材投資資金、青年就農者の農業法人等への雇用就農を促進する農の雇用事業、経営感覚を備えた農業者の育成と新規就農者の裾野拡大を図る農業経営確立支援事業を行った。

(ニ) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営・社会参画を促進するため、「北陸農政局男女共同参画優良事例表彰式」(令和元年11月)を開催した。

(ホ) 人・農地プランの推進

令和元年度よりアンケートや地図を活用し、地域の話合いの場において、地域の課題の共有を図り、農地集約化に関する将来方針の作成を行う人・農地プランの実質化の取組を推進してきた。

北陸管内においては、令和2年3月末現在、3,652の地区(全国構成比19.4%)の人・農地プランにおいて、既に実質化がなされている。

(ヘ) 農地利用集積の状況

農地中間管理事業の活用を柱に、担い手への農地利用集積・集約化を進めている。

令和元年度末の担い手への農地利用集積面積は、19万8千haで、前年度に比べ3,199ha増加した。また、担い手への農地集積率は64.1%となり全国平均(57.1%)を上回っている。

令和元年度の農地中間管理事業の実績は、転貸面積 5,476ha(うち担い手への新規集積面積 2,078ha)であった。

(ク) 優良農地確保対策の推進

農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、荒廃農地の再生利用に向けた施策等を推進するため、荒廃農地対策に係る資料等を関係機関に広く周知するとともに、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果にもとづき、各種支援策の積極的な活用等の働きかけを行った。

(ケ) 経営所得安定対策の取組

北陸管内の申請件数を交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金が2万8,047件、畑作物の直接支払交付金が3,454件、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金が1万4,715件となり、前年度に比べすべての交付金で減少となった。

令和元年度の支払状況を交付金別に見ると、水田活用の直接支払交付金の支払件数は、2万3,961件で、前年度に比べ6,653件減少し、支払面積は、3万3,374haで、前年度に比べ4,788ha(そば、なたね、新市場開拓用米を除く)減少となった。

畑作物の直接支払交付金の支払件数は、3,243件で、前年度に比べ181件減少し、支払数量は、麦とそば、なたねはそれぞれ2万4,745t、1,772t、12tで、前年度に比べ9,985t、75t、4t増加したが、大豆は1万6,968tで、前年度に比べ、271t減少となった。

令和元年度米・畑作物の収入減少影響緩和対策の支払件数は66件で、補てん総額(国費と農業者拠出計)は700万円となった。

(コ) 農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は70.8%、50a以上の区画整備済面積の割合は12.5%となっている(平成30年3月)。

令和元年度は、北陸管内で国営かんがい排水事業10地区〔柏崎周辺、加治川用水、新川流域二期、関川用水、刈谷田川右岸排水、信濃川左岸流域(以上新潟県)、射水平野、早月川(以上富山県)、手取川流域、河北潟(以上石川県)〕及び国営総合農地防災事業1地区〔河北潟周辺(石川県)〕において事業実施した。

(サ) 米政策改革の着実な推進

平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた「水田のフル活用と米政策の見直し」を踏まえ、戦略作物等の作付拡大及び令和元年度以降の需要に応じた生産・販売の推進を行った。

(シ) 環境保全型農業の推進

北陸管内の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)(平成11年7月28日法律第110号)に基づく認定農業者(エコファーマー)は、令和2年3月末現在で2万3,312件(前年比6.1%減)となった。

また、北陸管内の環境保全型農業直接支払交付金の令和元年度実施件数は432件(前年比11.7%減)、実施面積は7,693ha(前年比7.3%減、全国に占める割合9.6%)となった。

オ 農村の振興に関する施策

(ア) 多面的機能支払交付金の推進

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、平成26年度に創設されている。

北陸管内では各県、各市町村、各県推進組織と情報共有を図り、事業を推進している。

その結果、令和元年度には農地維持支払交付金については、2,948地区(対前年256地区減)、22万2,617ha(対前年2,199ha減)にて取組が行われた。

また、資源向上支払(共同活動)は、2,437地区(対前年215地区減)、21万13ha(対前年1,914ha減)にて取組が行われ、資源向上支払(長寿命化)は、1,074地区(対前年144地区減)、10万8,808ha(対前年5,570ha増)にて取組が行われた。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

令和元年度は、北陸管内67市町村で1,936協定が締結され、3万5,038ha(対前年198ha増)の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

(ウ) 農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)(平成19年5月16日法律第48号)に基づく「活性化計画」が、5市町において新たに5計画策定された。平成19年度からの累計で69市町において257の計画が策定され、これらの「活性化計画」に基づき、各地域の自主性と創意工夫による地域活性化のための取組に対し「農山漁村振興交付金(農山漁村活

性化整備対策)」を交付し支援を行った。

(エ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)(平成19年12月21日法律第134号)及び鳥獣被害防止総合対策事業等について、北陸管内市町村等への周知を図った。

その結果、令和2年3月末現在で、北陸管内81市町村中80市町村において同法に基づく被害防止計画が作成され、57地域協議会(71市町村、北陸管内市町村の87.7%)において上記事業が実施された。

また、同法に基づき被害防止対策を効果的かつ効率的に行う鳥獣被害対策実施隊は68市町(北陸管内市町村の84.0%)において設置された。

(オ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクト等、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動等に必要経費を国が集落等に直接交付(農山漁村振興交付金63地区)した。

(カ) 障害者就労の促進

農業分野における障害者就労を促進するため、障害者の就農に取り組む社会福祉法人やNPO法人、農業者が組織する団体、国・地方公共団体の行政機関等をメンバーとする「北陸障がい者就農促進ネットワーク」において、「農福連携推進北陸ブロックセミナー」(令和2年1月)を開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、北陸管内の地方公共団体、関係団体、農業者等との懇談会や意見交換会等の場において、幅広く情報発信、意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。

さらに、各種事業の啓発や、情報交換を行いながら、関係省庁地方機関、地方公共団体、関係団体等と連携し、シンポジウムやイベント等を開催した。

(5) 広報活動

ア 報道機関への情報発信及び意見交換

北陸管内の農業動向、各種調査結果、主要施策

等について随時、公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区(金沢市)及び新潟地区(新潟市)において記者懇談会を開催し、一般国民への情報提供に努めた。

イ 北陸農政局 Web サイト等による情報発信

北陸農政局 Web サイトにおいて、食料自給率向上の取組をはじめ、経営所得安定対策、担い手への農地集積・集約化、農山漁村の6次産業化等、農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

北陸農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を会員(令和2年3月末現在、約4,630名)に対し毎月5日と20日に配信した。

また、令和2年1月から始まった農林水産省 YouTube「BUZZ MAFF」において、「穂 Click!」から、北陸の農業・農村の魅力等を伝える動画を発信した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年の生産動向は、年初から、スマートフォン関連で電子部品・デバイスや開閉制御装置・機器で電気機械などに弱い動きがみられたものの、主力の輸送機械など自動車関連が緩やかに増加したことから、全体では高水準で推移した。

設備投資は、前年からの増加が継続し、年間を通して増加が続いた。

個人消費は、年前半、暖冬や天候不順の影響を受けたものの、インバウンド需要により高額品や化粧品等が好調に推移した。年央以降、高額品、乗用車及び家電販売などに大きな動きがみられた。年間を通じて百貨店は高額品が伸びたものの、衣料品が振るわなかった。スーパーは飲食料品に動きがみられた。ドラッグストアは出店効果等がみられ、コンビニエンスストアは中食が堅調に推移したことから、前年から緩やかな持ち直しが年間を通じて継続した。

雇用は、前年からの人手不足感に変化はなく、年間を通して労働需要が引き締まった状態が続いたものの、年末には緩和の動きがみられた。管内の景況は、前年からの改善が続き、生産は一部に弱い動きがみられたものの高水準で推移し、堅調な個人消費などに支えられた。秋頃から生産は弱含みとなり、年末には個人消費に足踏みが見られ

ようになったことから、年末頃には足踏み状態となった。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする農業経営体)の1経営体当たり農業粗収益は547万8千円、農業経営費は431万1千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は116万7千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

令和元年産水稻の作付面積(子実用)は7万7,400haで、前年産に比べ200ha(0.3%)減少した。

10a当たり収量は486kgで、前年産を7kg下回った。また、ふるい目幅1.80mmのふるいを使用し選別した10a当たり収量は476kgで作況指数97のやや不良となった。

収穫量は37万5,900tで、前年産に比べ6,600t(2%)減少した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(主食用)は36万4,100tとなった。

イ 小麦

令和元年産小麦の作付面積は1万5,200haで、前年産に比べ400ha(3%)増加した。

10a当たり収量は436kgで、前年産を91kg(26%)上回った。

収穫量は6万6,200tで、前年産に比べ1万5,200t(30%)増加した。

ウ 大豆

令和元年産大豆の作付面積は1万1,600haで、前年産に比べ100ha(1%)減少した。

10a当たり収量は102kgで、前年産を52kg(104%)上回った。

収穫量は1万1,800tで、前年産に比べ5,900t(100%)増加した。

エ 茶

主産県(愛知県及び三重県)における令和元年産茶の摘採延べ面積は6,210ha、生葉収穫量は3万2,600t、荒茶生産量は6,740tとなった。

オ 野菜

令和元年産野菜(主産県調査品目)の作付面積は1万9,800haとなった。

品目別では、キャベツの作付面積は6,100ha、収穫量は28万6,400t(全国シェア19%)となった。

また、トマトの作付面積は960ha、収穫量は7万7,900t(同11%)となった。

なお、愛知県におけるキャベツの作付面積は全

国1位である。

カ 果樹

令和元年産果樹(主産県調査品目)の栽培面積は7,700haとなった。

キ 花き

愛知県における令和元年産花きの作付(収穫)面積は切り花類が1,553ha、鉢もの類が306haとなった。また、出荷量は切り花類が6億1,650万本(全国シェア18%)、鉢もの類が5,360万鉢(同26%)となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

令和2年2月1日現在の飼養戸数は414戸で、前年に比べ29戸(7%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は84.3頭で、前年に比べ4.2頭(5%)増加した。

(イ) 肉用牛

令和2年2月1日現在の飼養戸数は985戸で、前年に比べ4戸(0.4%)増加した。

1戸当たり飼養頭数は104.3頭で、前年に比べ1.8頭(2%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の食料自給率向上に向けた推進活動等

食と農林水産業の未来を考えるきっかけ作りの場として、名古屋大学を含めた管内7大学と連携し、令和元年11月に官学合同シンポジウム「あなたの知らない食の世界～研究者が見つめる食の可能性～」を開催した。

また、大学等へ講師の派遣を行い、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

国産農産物の需要拡大に向けて、市町村等が開催するイベントや消費者の部屋において、パネル展示や資料配付による啓発活動を行った。

米の消費拡大の取組の一環として、米粉の普及を図るため、東海米粉食品普及推進協議会と連携し、当該会員等を対象とした、米粉の調理講習会を令和元年10月に開催し、34名の参加があった。

また、学校給食等における米飯給食実施回数増加に向けて、政府備蓄米を無償又は有償で交付する制度の周知・活用の働きかけを行い、

7校に対して交付を行った。

(ウ) 地産地消の推進

管内の優れた取組を関係者が共有し、更なる取組を推進することを目的とする「東海農政局地産地消交流会」を開催した。また、「東海農政局地産地消等優良活動表彰」を実施し、東海農政局長賞を3団体に授与した。

さらに、特徴のある取組を行う直売所の取組事例を収集し、当局 Web サイトにより発信(9事例)した。

(エ) 優良農地の確保

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進等により、令和元年12月31日時点の優良農地の面積は、岐阜県4万3,800ha(対前年比99.1%)、愛知県5万6,600ha(対前年比99.1%)、三重県5万1,000ha(対前年比96.6%)、3県全体では、15万1,400ha(対前年比98.2%)となった。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により令和元年11月30日時点で、岐阜県1,936ha、愛知県5,461ha、三重県6,557haの荒廃農地を把握し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等を行った。

イ 経営所得安定対策及び需要に応じた米の生産の推進

(ア) 経営所得安定対策等の実施

米・麦・大豆等について需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策等を実施した。

令和元年度の管内における交付金別支払状況は、畑作物の直接支払交付金が支払件数1,227件(同100.5%)で、支払金額は小麦の作柄が良好であったことにより、94億1千万円(同127.9%)、水田活用の直接支払交付金が支払件数1万1,412件(同81.0%)で、支払金額は158億円(同100.8%)となった。

また、令和元年産収入減少影響緩和交付金については、米価が前年と同水準で推移したことにより、支払件数は6件(対前年産比1.8%)、補てん総額は60万円(同0.3%)となった。

(イ) 需要に応じた米の生産の推進

新たな米政策の定着に向けて、局幹部及び地方参事官(県担当)等が地域の代表者を訪問し、需要に応じた米生産の必要性の周知、米等の需給状況や関係予算などの情報提供を行った。更

に、農政局及び県拠点担当者が、飼料用米の推進、備蓄米の買入や輸出入の促進などについて、地域JAや農業法人等と意見交換を行い、需要に応じた米生産を推進した。

なお、令和元年産米の需要に応じた生産の取組状況について、主食用米の作付状況は、①岐阜県が前年より100ha減少(2万1,400ha)、②愛知県が前年より100ha減少(2万6,600ha)、③三重県が前年より200ha減少(2万6,900ha)となり、東海全体では、前年より400ha減少(7万4,900ha)となった。

一方、主食用米以外の主な品目の作付状況は、前年に比べ、麦類が500ha増加(1万6,000ha)、米粉用米が20ha増加(196ha)となったものの、大豆が100ha減少(1万1,600ha)、飼料用米が264ha減少(5,206ha)、WCS用稲が18ha減少(613ha)となった。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保、食育推進の取組

(ア) 食の安全に向けた取組

a 家畜伝染病発生時の対応

平成30年9月から令和元年12月にかけて、東海管内3県において、豚熱が発生した。そのうち、令和元年度についての発生は、岐阜県11事例、愛知県12事例、三重県1事例であった。

そのため、東海農政局家畜伝染病対策本部は職員を発生県の対策本部や疫学調査(18事例19名)に派遣するとともに農場調査(岐阜県22農場、愛知県11農場)の支援等を実施した。さらに、発生県の要請に基づき発生農場等に防疫作業支援者(延べ約350名)を派遣し、約14千頭の殺処分等の防疫対応を支援した。

b 生産資材等の安全性確保の取組

飼料の製造業者等の届出受理、動物医薬品等の製造販売事業者等の許可・登録等にかかる事務を実施している。

また、牛トレーサビリティ法の遵守状況を確認するため、牛の管理者及びと畜者に対し、調査を実施している。

c 農産物の安全性確保の取組

食の安全を確保するため、農薬の使用実態調査、国産米中ヒ素含有実態調査、麦類のかび毒含有実態調査等を行った。

(イ) 農業生産工程管理(GAP)の導入

管内3県が行うGAP認証の取得拡大やGAP指導活動の推進を支援した。

また、GAP の価値の共有化を図るため、6次産業化を行う農林漁業者等を対象に「HACCP に沿った衛生管理の制度化と GAP の重要性について」の説明会を開催した。

生産現場での GAP の取組を拡大させるため、農業者・農業大学校生等に対して GAP に関する講演や、GAP の普及・啓発のため、大学生等に対し、岐阜県及び愛知県と共催したセミナー等において講演を行った。

(ウ) 食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう食品表示の適正化を推進するため、小売店等食品関連事業者に対して、食品表示の実施状況の確認等の調査を日常的に実施した。

また、食品偽装等の情報を受けるホットライン(食品表示 110 番)に寄せられた不適正表示に関する情報について、立入検査等を実施した。

あわせて、畜産及びその関連企業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした、牛トレーサビリティ制度の遵守状況確認の調査を販売業者、特定料理提供者等へ日常的に実施した。

立入検査等の結果、不適正な表示等を確認した場合は改善指導を行った。

加工食品の原料原産地表示制度について、自治体・商工会議所広報誌への記事掲載、関係者への説明会等周知・啓発を実施した。

豚熱の発生に伴い、小売店等の表示を点検、豚肉等に不適切な表示があった場合、正しい知識を周知し改善を要請した。

(エ) 米穀等の適正流通の確保に向けた取組

米トレーサビリティ法に基づき、米穀販売事業者等を対象に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため、立入検査を実施した。

また、食品衛生協会、生活衛生同業組合、商工会、消費者団体等に対し、制度の周知普及活動を実施した。

食糧法に基づき、用途限定米穀(飼料用、米粉用、加工用米)の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ等を防止することを目的として、立入検査を実施した。

農産物検査法に基づき、登録検査機関に対し適正な業務運営を確認するため、立入調査を実施した。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局「消費者の部屋」の活動として、

消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設、キッズプロジェクトの開催等情報発信を行った。

また、外部機関からの要請に基づき出張講座を実施し、農林水産施策に関する情報の受発信を行った。

さらに、消費者の関心の高いテーマを選定した食品安全セミナーの毎月開催や消費者との意見交換会、生協との意見交換会等を開催するとともに、消費者団体等に対し食品安全に関する情報提供を行った。

(カ) 食育推進の取組

「第3次食育推進基本計画」の重点課題の解決及び目標の達成に向け、食育に携わる幅広い関係者との連携、協働を目的とした「東海食育ネットワーク」を運営し、会員との情報共有や会員情報の発信のほか、イベントを開催した。

令和元年6月は、食品ロス削減の取組を実践した映画の上映と行政として先進的な取組を行っている事例紹介、8月は、栄養教諭等を対象とした簡易な野菜の栽培と調理体験を内容とした実践セミナー、12月は、三重県の伝統野菜の収穫と郷土料理作りを内容とした実践セミナーを開催した。

また、食に関する情報発信として、年間を通して出向展示・出張講座を実施し、令和元年6月の食育月間には「日本型食生活」の実践や和食文化の保護・継承を内容とした出向展示等を6箇所で開催した。

毎月「東海食育メールマガジン」を発行し、国の食育推進施策や東海農政局及び東海食育ネットワーク会員の食育イベント情報等を広く発信した。

エ 農山漁村6次産業化の推進

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画について、東海農政局管内では令和元年度に8件(令和元年度末累計237件)を認定した。

総合化事業計画に基づく取組などを支援するため、岐阜県、愛知県及び三重県の各県に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家の「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業を創出するに当たったの様々な支援を実施した。また、メルマガ「6サポ東海」や、東海農政局 Web サイトにより、認定事業者情報やイベント情報などの発信を行った。

オ 農商工等連携・地域資源活用の促進

管内の地域資源を活用した農商工等連携・地域

資源活用を推進するため、県や関係団体等と連携して、新商品の開発や販路拡大等を支援するとともに、中部経済産業局との間で情報共有や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では令和元年度に「農商工等連携事業計画」を3件(令和元年度末累計106件)、「地域産業資源活用事業計画」を3件(令和元年度末累計83件)を認定した。

カ 農業の持続的な発展に関する施策

(7) 認定農業者・新規就農者の動向

令和2年3月末現在の認定農業者数は、8,749経営体となり、前年に比べ78経営体減少した。

なお、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ74経営体増加し、1,606経営体となった。

また、令和元年度の新規就農者数は、前年度に比べて190人減少し、829人となった。

(イ) 人・農地プランの推進

地域での徹底的な話し合いを通じて、5年後、10年後の集落の農地利用とそれを担う農業者の姿を地域農業の関係者で将来の展望を認識してもらうために人・農地プランの実質化の取組を大宗の集落で図られるよう集中的に推進した。

令和元年度末で実質化されている地区は、1,832地区、実質化に取り組む地区は1,647地区となった。

キ 担い手への農地集積・集約化の推進

令和5年度に全農地面積の8割を担い手に集積するとした政策目標を達成するため、平成26年3月に各県に設置された農地中間管理機構(以下「機構」という。)の活用を推進した。

管内における令和元年度末の担い手に対する集積面積は71,252ha(前年度に比べ987haの増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)は37.8%(前年度に比べ0.8ポイントの増加)となった。

また、令和元年度における機構の借入面積は1,449ha、転貸面積は1,467ha(うち新規集積面積475ha)の実績となった。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、92市町村(令和元年10月末現在)が被害防止計画を作成し、このうち71市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び緊急捕獲活動等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

また、管内各県や国の関係出先機関との情報共有・意見交換を行うなどの連携を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金、鳥獣被害対策及びジビエ利用推進に関する各種施策について、メルマガ等による情報発信を行った。

ケ 再生可能エネルギー活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指し関係府省により共同で選定されたバイオマス産業都市3地域のうち1地域に対し食料産業・6次産業化交付金を活用して実施された事業化プロジェクトの実現に必要な施設整備の取組について支援を行った。

営農型太陽光発電について、周知並びに情報収集を行うとともに、農山漁村における再生可能エネルギーの取組事例を収集した。

コ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け、地域自ら考えて行動する取組を支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談への対応を行った。

また、農山漁村活性化法に基づき、令和元年度までに県及び市町村が作成した79の「活性化計画」に基づき、「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)」により、定住や地域間交流を促進する取組等を支援した。

さらに、「農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)」等により、58地区で農山漁村の持つ豊かな自然や「食」等の地域資源を活用し所得向上や雇用拡大、定住促進を図るための都市と農村との共生・対流の取組、農福連携の取組、農泊推進の取組等を直接支援するとともに、農泊推進のための令和元年度農泊実践地域の情報交換会や東海地域農泊推進セミナーを開催した。

サ 環境保全型農業の推進

(7) 有機農業の推進

有機農業の取組拡大のため、東海ブロック有機農業推進委員会をはじめとする有機農業者との情報交換等を行った。

また、「オーガニックビジネス実践拠点づくり事業」により、2協議会で実施する栽培技術力向上のための実証や栽培マニュアルの作成等を支援した。

(イ) 環境保全型農業直接支払交付金の推進

地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者団体等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の令和元年度の管内における取組実績は、92件、922haとな

った。

シ 多面的機能の維持・発揮

地域共同で行う農業農村が有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の適切な保安全管理に資する活動を支援する多面的機能支払交付金の取組状況は、農地維持支払は 1,679 組織、取組面積は約 8 万 6 千 ha、資源向上支払(共同活動)は 1,335 組織、取組面積は約 7 万 6 千 ha、資源向上支払(長寿命化)は 761 組織、取組面積は約 5 万 1 千 ha となっている。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持するための活動を支援する中山間地域等直接支払交付金の取組状況は、1,422 協定、約 1 万 3 千 ha となっている。

これらの取組により農業・農村の有する多面的機能の重要性を啓発するため「東海農政局多面的機能支払シンポジウム」を開催した。

ス 農林水産物・食品の輸出促進の取組

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の取組として、農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者に対して、関係機関と共に訪問診断の実施や輸出商社等との商談に繋げる支援を行うとともに、東海地域における農林水産物・食品の輸出拡大を図ることを目的として、中部経済産業局及びジェトロと連携し、令和元年6月にGFP 輸出促進セミナー(中部経済産業局、ジェトロ名古屋・岐阜・三重貿易情報センター共催)を開催した。

また、東海地域農林水産物等輸出促進協議会を通じた関係機関への情報発信や東海農政局の輸出促進 Web サイトを活用した情報発信により事業の公募、イベント開催等の情報提供等を行った。

さらに、中部経済産業局等と連携し、東海・北陸管内の農林水産物・食品の輸出促進を図るため、令和元年10月にベトナム・ホーチミンにおいて、現地独自商談会の開催の支援並びに令和2年1月に米国・ロサンゼルスにおいて新規販路開拓等を目的とした展示会への出展及び現地の業界関係者とのネットワーク構築等を図るためのレセプション開催の支援を行った。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて諸外国・地域が実施している輸入規制強化に伴い、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書を 23,793 件発行した。

セ 知的財産保護制度の運用

地理的表示(GI)保護制度の周知及び活用の促進を図るため、東海ブロック説明会やGI サポートデ

スクと連携した現地説明会を実施した。

また、関係行政機関等と連携し、制度に関する出向説明や候補製品の掘起しを行った(元年度末の東海地域における登録産品数は4)。

知的財産総合相談窓口(東海農政局内に設置)において、事業者等からの地理的表示(GI)保護制度、品種登録制度及び指定種苗制度に関する相談対応を行った。

地理的表示(GI)登録生産者団体等に対する確認業務を行うため、各登録生産者団体等への立入検査を実施した。

また、地理的表示等の不正表示通報窓口(東海農政局内に設置)に寄せられた疑義情報に基づき、疑義業者等への立入検査を実施した。

ソ 花きの需要拡大に向けた取組

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、令和元年8月に「夏休み親子花育セミナー」を管内2か所の花き市場で開催した。セミナーでは、子ども94名を含む162名の親子が参加し、お花を長持ちさせる方法等について分かりやすい映像を見ながらの学習や、市場の施設を使った模擬セリ体験のほか、フラワーアレンジメントや寄せ植え体験を通じ、花とふれあう花育活動を行った。

タ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。管内の国営事業では、国営施設機能保全事業2地区(中勢用水、尾張西部)、国営施設応急対策事業3地区(青蓮寺用水、宮川用水、長良川用水)及び国営総合農地防災事業2地区(新濃尾(二期)、矢作川総合第二期)の計7地区で基幹的な農業水利施設の整備や大規模地震対策を実施した。

チ 生産・流通現場の革新的技術の普及

(ア) 生産現場のニーズを踏まえた技術体系の実証研究・普及

現場ニーズを研究課題に反映させるため、県の試験研究機関や普及組織等により構成される東海地域研究・普及連絡会議を開催し、生産現場における技術的課題のとりまとめ等を行った。

また、ICT、ロボット技術等を活用した革新的技術の普及を推進するため、スマート農業サミット及びスマート農業に関するシンポジウムを開催するとともに、産学官連携に取り組む NPO 法人と連携して、セミナーやアグリビジネス創出フェアを開催して情報発信を行った。

(イ) データ駆動型農業の普及促進

スマート農業の現場実装を進めるため、園芸作物部門において、データを活用し、高い生産性・収益性の実現を目指すデータ駆動型農業推進セミナーを令和2年2月に開催し、管内取組事例や全国の先進的な取組等について情報発信を行った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、管内各県、市町村、大学、消費者代表、農業関係団体等と幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

「東海3県(岐阜・愛知・三重)の食料・農業・農村」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村に関する施策や動向を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信(86回)、記者へのレクチャー(2回)を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行った。

イ Webサイト等による情報の受発信

東海農政局Webサイトにより、農林水産省として提供すべき重要施策の情報や東海農政局の取組等の情報の発信を行ったほか、Webサイトを通じて寄せられた照会等に対し担当各部課等と連携し、速やかに対応した。

広報報誌「食・農びっくあつぷ」を毎月1回、計12回発行し、Webサイトへも掲載した。

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月1～2回、計19回発行した。令和元年度末の読者数は5,317人となった。

東海地域の食や農林水産業、農山漁村の魅力を紹介するため、省公式YOU TUBEチャンネル「ばずまふ」で動画を7回配信した。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年度の近畿管内の経済情勢は、4月から緩やかに改善していたものの、本年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響も見られた。

個人消費は、当初、インバウンドが好調を維持するとともに、国内も高額品や高付加価値品が堅調で、緩やかに改善していたが、2年に入り、新

型コロナウイルス感染症の影響から百貨店販売や旅行取扱等を中心に急速に減少している。なお、設備投資は、製造業では、情報通信機械などが前年度を下回っているものの、電気機械、鉄鋼などが前年度を上回っている。また、非製造業では、電気・ガス・水道、建設など、ほとんどの業種で前年度を上回っている。

生産活動は、輸送機械などが上昇しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による部品供給の停滞や需要の落ち込み等から、電気・情報通信機械などが低下しており、生産活動は減少している。

雇用情勢については、改善しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる。

イ 農業経営

平成30年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする農業経営体)1経営体当たりの農業粗収益は365万6千円で、前年に比べ17万8千円(5.1%)増加した。

一方、農業経営費は264万2千円で、前年に比べ14万8千円(5.9%)増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は101万4千円となり、前年に比べ3万円(3.0%)増加した。また、農外所得は122万7千円、年金等の収入は211万8千円となり、農業所得に、農外所得及び年金等の収入及び農業生産関連事業所得を加えた総所得は436万2千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

令和元年産水稲の作付面積(子実用)は10万2,600haで、前年産に比べ500ha(0.5%)減少した。

10a当たり収量は、全もみ数が、滋賀県では「やや少ない」、その他の府県では「平年並み」となり、登熟が、各府県とも「平年並み」となったことから、前年産に比べると1kg増加の503kgとなった。

以上の結果、収穫量(子実用)は、51万6,400tとなり、前年産に比べ1,100t(0.2%)減少した。

また、農家等が使用しているふるい目幅ベースの作況指数は99となった。

イ 野菜

令和元年産たまねぎの主産県(大阪府、兵庫県、和歌山県)における作付面積は1,910haで、前年産に比べ20ha(1.0%)減少した。収穫量は10万9,300tで前年産に比べ4,200t(4.0%)増加した。

冬キャベツの主産県(滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県)における作付面積は1,070haで、前年産に比べ10ha(0.9%)増加した。収穫量は3万9,800tで前年産に比べ1,400t(3.6%)増加した。

秋冬はくさいの主産県(滋賀県、兵庫県、和歌山県)における作付面積は726haで前年産に比べ16ha(2.2%)減少した。収穫量は3万4,100tで前年産並みとなった。

ウ 果樹

令和元年産みかんの主産県(大阪府、兵庫県、和歌山県)における結果樹面積は7,760haで、前年産に比べ120ha(1.5%)減少した。収穫量は17万1,200tで、平成29年産(隔年結果が顕著であることから29年産と比較)に比べ1万2,300t(7.7%)増加した。

かきの主産県(奈良県、和歌山県)における結果樹面積は4,300haで、前年産に比べ30ha(0.7%)減少した。収穫量は7万4,700tで、前年産に比べ7,200t(10.7%)増加した。

うめの主産県(奈良県、和歌山県)における結果樹面積は5,250haで、前年産に比べ30ha(0.6%)減少した。収穫量は5万8,700tで、前年産に比べ1万6,100t(21.5%)減少した。

エ 畜産

令和2年2月1日現在における乳用牛の飼養頭数は2万4,600頭で、前年に比べ200頭(0.8%)増加した。

肉用牛は8万9,100頭で、前年に比べ3,400頭(4.0%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

米の消費拡大の取組

(ア) 米を中心とする食生活の普及

学校給食用等に係る取組として、引き続き政府備蓄米交付制度の周知を行うとともに、消費者の部屋において米・米粉についてのパネル展示と資料配布を行った。

(イ) 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉まつり2019「米粉にブームがまた来るぞ!～ライスフラワーの波～」を開催し、シンポジウム、米粉料理教室を実施した。

また、Webサイトを活用し、管内の米・米粉に関するイベントや販売店等の情報発信を行った。

イ 食の安全と消費者の信頼確保

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口寄せられた相談件数は90件であった。

また、「消費者の部屋」を庁舎内外で40回実施したほか、小学生と保護者を対象に令和元年7月31日～8月1日にかけて「夏休み親子見学デー」を開催し、2日間で約760名が来場した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者や関係団体への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を5回、講師派遣出張講座を12回行った。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法及び食品表示法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等619件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令に基づき、用途限定米穀(新規需要米・加工用米等)の集出荷事業者や生産者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を、農産物検査法に基づき、管内の登録検査機関に対し巡回立入調査を実施した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届出の状況等について立入検査等を実施し、耳標の装着が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、個体識別番号の表示・伝達の状況や帳簿の備付けについて立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施し、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

米トレーサビリティ法に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者等に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施し、違反する事実を確認した場合には指導を行った。

また、食品衛生協会等が実施する講習会の開催時にパンフレットを配布したり、消費者団体との意見交換会の場で制度説明するなど、米トレーサビリティ制度や食品トレーサビリティの普及・啓発を行った。

(カ) 農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくヒ素及びかび毒の実態調査を実施した。

(カ) 肥料の適正流通に向けた取組

製造事業者に対し、肥料取締法に基づき、指定配合肥料に係る立入検査を実施し、不適切な表示等の指導を行った。

(キ) 家畜伝染病発生への対応

管内における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)等の発生に備え、防疫実務演習、防疫机上演習等を実施した。

また、管内のと畜場において、国内での豚熱発生に伴いワクチン接種を行った豚の出荷時における標識確認を行った。

ウ 食育の推進

(ア) 食と農林水産業への理解促進の取組

参加者が農業体験の効果を共有することで、今後の農業体験の参画を促し、より良い食生活を広めていくことを目的に、令和元年6月28日、食育月間の取組の一環として食育シンポジウムを開催した。

また、参加者がくだもの消費拡大や栄養バランスに配慮した食生活推進を図ることを目的に、令和元年10月18日、食育セミナー及び農場見学会を開催した。

(イ) 「和食文化」の保護・継承に係る取組

次世代へ和食文化の保護・継承をしていくために、日本の食慣習の大切さを知ってもらい、身近・手軽に和食を食べる機会を増やすことを目的に、令和元年11月14日、和食セミナーを開催した。

(ウ) 管内府県における取組の推進

管内府県の市町村食育推進計画の作成率向上に向け、府県食育担当者と連携し、計画作成の促進に取り組んだ。また、府県等が実施する食育の取組を支援するため、管内府県担当者会議を開催し、「食料産業・6次産業化交付金」の効果的、適正な事業実施に向けて指導・助言等を行った。

(エ) 「未来につなぐ食育倶楽部」を中心としたネットワーク強化の取組

食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、食育シンポジウム等の開催、月1回発行のメールマガジン及びWebサイトを活

用し、管内の食育のイベント情報等を始めとした食に関する情報発信を通じて、食育ネットワークの強化・拡大を図った。

大学及び民間事業者からの要請に応じ、講師派遣を行い、食育関係の講義等を通じて関係者との組織的な連携を強化した。

エ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人と農地の問題を解決するための取組

a 人・農地プランの実質化の推進

令和元年度よりアンケートや地図を活用し、地域の話し合いにおいて、今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化に関する将来方針を定める人・農地プランの実質化の取組を推進してきた。

令和2年3月末現在で、既に実質化されている人・農地プランは1,382地区、また、工程表を作成し実質化に取り組んでいる地区は3,483地区となった。

b 農地の利用集積の推進

担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成26年度に府県段階に農地中間管理機構が設置された。

管内における令和元年度末の担い手に対する集積面積は7万272ha（前年度に比べ2,116haの増加）、集積率（耕地面積に占める集積面積の割合）は32.0%（前年度に比べ1.2ポイントの増加）となった。

また、令和元年度における農地中間管理機構の借入面積は1,716ha、転貸面積は1,878ha（うち新規集積面積596ha）の実績となった。

(イ) 米の需要に応じた生産・販売に関する取組

米政策改革の定着に向け、府県、農業再生協議会ほか関係機関と需要に応じた生産の推進に係る意見交換を行うとともに、各府県拠点を中心に各地域協議会と一体となって、新規需要米、麦・大豆など主食用米以外の作物の本作化や高収益作物への転換に向けた取組推進を行った。この結果、令和元年度の管内における主食用米の作付面積は、9万8,960ha（同500ha減）となった。

(ウ) 経営所得安定対策等の推進

a 畑作物の直接支払交付金

令和元年度は、支払件数は1,679件（前年度比97.4%）で、交付金額は、49億3千万円（同119.1%）となった。

b 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金

令和元年度は、支払件数は81件（前年度比

14.5%)で、補てん総額(国費と農業者拠出の計)は2百万円(同1.2%)となった。

c 水田活用の直接支払交付金

令和元年産は、支払件数は2万8,806件(前年度比93.9%)で、交付金額は113億9千万円(同99.5%)となった。

(エ) 多面的機能支払の推進

地域共同で農地・農業用水等の地域資源を効果的に保全する活動を支援する「農地維持支払」に対する管内での令和元年度の取組状況は、管内全体では活動組織数3,639、取組面積11万8千

haとなり、府県別割合をみると、滋賀31%、京都13%、兵庫43%の3府県で管内の86%を占め、活動組織数でもこの3府県で82%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、管内全体では64%となり、府県別でみると、滋賀72%、京都65%、兵庫81%となった。取組面積を地目別でみると水田が89%を占めた。

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する「資源向上支払(共同活動)」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数3,176、取組面積10万7千haとなり、滋賀、京都、兵庫の3府県で管内の92%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、58%となった。取組面積を地目別でみると水田が92%を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新の取組を支援する「資源向上支払(長寿命化)」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数2,254、取組面積6万9千haとなり、管内全体に占める府県別割合をみると、兵庫が63%、京都が20%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、37%となった。取組面積を地目別でみると水田が90%を占めた。

(オ) 環境保全型農業直接支払交付金の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金の支払状況は、実施面積で1万7,358ha(前年度比100.3%)となっており、全国の22%を占めている。

(カ) 鳥獣被害対策とジビエ利用拡大の推進

鳥獣による農作物被害の軽減のため、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により

捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置及び食肉加工処理施設等の設置を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行い、令和元年10月時点では、108市町村(被害防止計画策定市町村の67%)において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

また、南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会(京都、兵庫、大阪)、大丹波地域サル対策広域協議会(京都、兵庫)及び宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会(奈良、三重)では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

(キ) 荒廃農地の状況と再生利用の取組

令和元年の荒廃農地面積は、前年から701ha増加し1万2,260haで、うち再生利用が可能な荒廃農地面積は3,935ha、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積は8,325haで、再生利用された面積は360haとなった。

荒廃農地の再生利用等を推進するため、局内横断的な取組として、府県との意見交換及び荒廃農地解消優良事例の情報発信等を実施した。

(ク) 中山間地域等直接支払制度の推進

管内全体では、中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るため2,129の協定が締結され、交付面積は2万5,038haで、地目別内訳は、田が1万4,183ha、畑が1万800ha、草地在1ha、採草放牧地が54haとなった。

対象農用地面積に占める交付面積の割合は62.5%となった。

(ケ) スマート農業の推進

ロボット、AI等の先端技術を活用したスマート農業の社会実装の加速化を図るため、令和元年度は管内5地区においてスマート農業加速化実証プロジェクトが開始された。

また、農業者、民間企業、地方公共団体等をメンバーとして令和元年3月に設置した「近畿スマート農業社会実装推進会議」が主体となり、8月にドローンをテーマとして農業者や企業の取組発表やマッチング等を行い、情報共有や関係者間の連携を深めた。

令和元年11月には、京都府及び一般社団法人京都府農業会議と「京都スマート農業祭2019～スマート技術マッチングイベント～」(亀岡市内:参加者2,500名)を共催し、生産現場への一層の普及を推進した。

オ 農業の高付加価値化等の推進

(ア) 6次産業化・農商工連携の推進

近畿地域における6次産業化や農商工連携を推進するため、説明会等を開催し、「食料産業・6次産業化交付金」や「6次産業化サポート事業」、「農林漁業成長産業化ファンド」などの支援策を説明するとともに、6次産業化の推進に関する意見や要望の把握に努めた。

また、6次産業化等の取組の裾野を広げるため、農林漁業者団体や関係機関等で組織する「近畿産業連携ネットワーク連絡会議」として、交流会を開催し、農林漁業者と企業等の異業種との連携を推進した。

さらに、近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員や近畿管内で6次産業化の取組を応援し、実践する部隊である近畿農業・農村6次産業化倶楽部員に対し、メールマガジンやフェイスブックを通じて農林漁業者と企業とのマッチングやイベント等に関する情報を定期的に提供した。

こうした取組もあり、管内の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、令和2年3月末現在で391件となった。

また、管内の農商工等連携促進法に基づく連携事業計画の認定件数は、令和2年3月末現在で92件となった。

(イ) 地理的表示(GI)保護制度の推進

地理的表示(GI)保護制度において、令和2年3月現在、近畿農政局管内では、滋賀県の「近江牛」、「伊吹そば」、京都府の「万願寺甘とう」、兵庫県の「但馬牛」、「神戸ビーフ」、「佐用もち大豆」、奈良県の「三輪素麺」、和歌山県の「紀州金山寺味噌」の8産品が登録されている。

さらなる制度の周知、活用を図るためGIサポートデスクと連携し、制度の活用が見込まれる生産者団体等に働きかけを行うとともに、消費者への制度の普及・説明のため説明会や「消費者の部屋」における管内登録産品のパネル紹介を行った。

また、GI保護制度の適切な運用を図るため登録生産者団体及び地理的表示等の不正表示通報窓口寄せられた疑義事業者に対し入立検査を実施し指導助言を行った。

(ウ) 地産地消の推進

食料自給率の向上に向けて、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ることを目的に、他の事業者の模範となる優秀な地産地消の取組を行っている4団体に対して、地産地消等優良活動表

彰近畿農政局長賞を授与した。

(エ) 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産省は、平成30年8月31日に、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする農林漁業者・食品事業者等のサポートや交流機会の創出等を図るGFPコミュニティサイトを立ち上げた。近畿農政局では、近畿経済産業局や管内ジェトロ等支援機関と連携してGFP登録者のうち希望者に対する訪問輸出診断を実施し、令和元年度末までの近畿管内のGFP登録者は250件、訪問輸出診断は40回となった。また、GFP登録者を対象とした交流イベント「GFP超会議 in 大阪」を開催した。

令和元年度においても、関係機関及び事業者等で構成され、近畿農政局長を会長とする近畿地域農林水産物等輸出促進協議会や農政局主催の輸出セミナー&情報交換会(2回)や「関西食の輸出促進施策合同説明会」、関係機関と連携した「食」輸出セミナー&商談会等の開催を通じ、輸出促進に取り組む事業者への情報提供や意見交換等を行った。

このほか、近畿経済産業局と共同で、関西領事館フォーラム第29回関西ツアーを実施し、在関西の外国総領事館関係者等が近畿の輸出事業者を訪問したり、海外展開塾シリーズ「初めての食品輸出セミナー」(全4回)を実施した。

輸出促進関係の補助事業については、グローバル産地づくり推進事業に京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会京野菜流通部会及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の事業が採択され、それぞれ京野菜等5品目、府内産ワインのグローバル産地づくりに取り組んだ。また、輸出環境整備推進事業に合名会社アリモト及び紀北川上農業協同組合の事業が採択され、国際的認証資格等の取得に取り組んだ。

また、近畿農政局では、平成23年3月の原発事故を受けて、諸外国等の求めに応じ発行している輸出証明書を2万9,156件発行した。

カ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画(以下「地域推進計画」という。)については、平成26年度に兵庫県篠山市で策定され、令和元年度までに地域推進計画等を公表した市町村は38市町村となっている。

一方、「バイオマス事業化戦略」(平成24年9月策定)で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向け、令和元年度までに、管内5地区が選定されている。

b 再生可能エネルギー導入の推進

近畿農政局は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に関して必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を設置し、随時に制度の周知や事業実施に関わる相談対応活動を行った。

キ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化を推進するため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画や実践活動を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用する山村の所得向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組等を行う66実施主体に対して、農山漁村振興交付金を交付し支援を行った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界等との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長等と幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表(81回)するとともに、Webサイトによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレター(メールマガジン)」を月2回、紙媒体の「新鮮mini情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 平成30年7月豪雨

西日本付近に停滞した梅雨前線と台風7号の影響で暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、6月28日から7月8日までの間の総雨量が四国地方で1,800mmをはじめ、東海地方で1,200mm、九州北部で900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2から4倍となる大雨となった。

気象庁では、7月6日から7月8日までの間に鳥取県、広島県、岡山県、愛媛県及び高知県を含む11府県に、大雨特別警報を発令し、最大限の警戒を呼びかけたが、各地域で河川の氾濫、土砂災害等が発生し各地で甚大な被害が生じた。

農林水産省が発表した、「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(令和元年12月16日現在)では、全国の農業関係の被害額は1,719億円で、うち農地・農業用施設が1,419億円、農作物及び農業用ハウス等の施設が300億円となっている。

農地・農業用施設等に甚大な被害を受けた岡山県、広島県及び愛媛県においては、被害の大きな市町村に対し技術的な支援を行う等、早期復旧・復興と、全面的な営農再開に向けた取組を継続的に進めている。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域では、当初は緩やかに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により回復が弱まっている。四国地域では、当初は緩やかに回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により足踏みの状況にある。

個人消費については、中国・四国地域とも、当初は回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下、弱い動きとなっている。

また、雇用情勢は、中国・四国地域とも、改善してきたが、足下、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる。

イ 農業経営

平成30年の個別経営(農産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり)の状況を全国農業地域別でみると、農業粗収益は中国地域が290万7千円(対前年比100.0%)、四国地域が442万9千円(同101.9%)、農業経営費は中国地域が237万9千円(同108.3%)、四国地域が307万6千円(同105.7%)となった。

この結果、農業所得は中国地域が52万8千円(同74.2%)、四国地域が135万3千円(同94.2%)となった。

総所得は中国地域が407万4千円、四国地域が394万8千円となった。

農業依存度(事業等の所得に占める農業所得の割合)は、中国地域が26.7%、四国地域が61.1%

となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

令和2年産水稻の作付面積(子実用)は14万8,600haで、前年産に比べ1,800ha(1%)減少した。

10a当たり収量は、山口県を中心に岡山県、広島県、愛媛県等で発生したトビイロウンカの被害や、8月から9月にかけての高温の影響等により登熟が抑制されたこと等から479kg(作況指数93)となった。

この結果、収穫量は71万2,500tとなり、前年産に比べ2万1,400t(3%)減少した。

10a当たり収量を全国農業地域別にみると、中国地域は484kg(作況指数92)、四国地域は470kg(作況指数96)であった。

イ 麦類

令和元年産4麦計(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の作付面積(子実用)は1万1,000haで、前年産に比べ300ha(3%)増加した。

10a当たり収量は、小麦が410kg(前年産対比138%)、二条大麦が393kg(同131%)、六条大麦が244kg(同142%)、はだか麦が374kg(同147%)であった。

この結果、4麦計の収穫量は4万3,200tとなり、前年産に比べ1万2,800t(42%)増加した。

ウ 野菜

令和元年産トマトの作付面積は1,010haで、前年産に比べ10ha(1%)減少した。収穫量は4万8,400tで、前年産に比べ1,300t(3%)増加した。

令和元年産ブロッコリーの作付面積は3,700haで、前年産に比べ250ha(7%)増加した。収穫量は3万9,600tで、前年産に比べ5,600t(16%)増加した。

エ 果樹

令和元年産みかんの主産県(広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)計の結果樹面積は1万100haで、前年産に比べ300ha(3%)減少した。収穫量は19万1,700tで、前年産に比べ1万5,400t(9%)増加した。

令和元年産日本なしの主産県(鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県)計の結果樹面積は1,260haで、前年産に比べ50ha(4%)減少した。収穫量は2万5,800tで、前年産に比べ1,100t(4%)減少した。

令和元年産ぶどうの主産県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県)計の結果樹面積は2,020haで、前年産に比べ10ha(0.5%)減少した。収穫量は2万3,800tで、前年産に比べ200t(1%)増加した。

オ 花き

令和元年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が141,600a、鉢もの類が8,440a、花壇用苗もの類が13,400aであった。

カ 畜産

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は934戸で、前年に比べ62戸(6.2%)減少した。飼養頭数は6万4,500頭で、前年に比べ1,500頭(2.4%)増加した。1戸当たり飼養頭数は69.1頭で、前年に比べ5.8頭(9.2%)増加した。

肉用牛の飼養戸数は3,100戸で、前年に比べ140戸(4.3%)減少した。飼養頭数は18万4,200頭で、前年に比べ3,900頭(2.2%)増加した。1戸当たり飼養頭数は59.4頭で、前年に比べ3.8頭(6.8%)増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成30年度の管内各県の食料自給率のカロリーベース(概算値)は、4県(鳥取県62%、島根県66%、徳島県41%、高知県47%)が全国平均(37%)を上回り、5県(岡山県36%、広島県23%、山口県32%、香川県33%、愛媛県36%)が下回っている。

また、生産額ベース(概算値)では、上記4県に加え香川県、愛媛県も全国平均(66%)を上回る(鳥取県130%、島根県105%、徳島県114%、香川県91%、愛媛県114%、高知県173%)一方、3県(岡山県60%、広島県38%、山口県44%)が下回っている。

イ 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない地域が増えている中、集落、地域において徹底した話し合いを行い、人と農地の問題を解決するための将来の設計図となる「人・農地プラン」の作成を平成24年度から推進している。特に、令和元年度からは、プランの実質化を推進している。

プランの実質化を推進するべく、中国四国農政局の職員が、県・市町村が開催する説明会に出席した。

中国四国管内の実質化されたプランの作成数

は、令和2年3月末現在、81市町村709プランと
なっており、443プランが工程表作成済みとなっ
ている。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、令和元年3月末
現在1万9,330(うち法人2,990)経営体と全国23
万9,043(うち法人2万4,965)経営体の8.1%を占
めており、主業農家に占める割合は、全国が62.7
%であるのに対し、中国・四国地域は59.1%と低
い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域にお
いては、小規模経営で高齢農家が多く、個別経営
体による利用集積が困難であることから、集落営
農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取
引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大き
く、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて
有効であり、平成31年1月1日現在の中国・四国
地域における農地所有適格法人数は2,274法人と
なっている。

このほか、農地を借受け農業経営に参入してい
る企業などの一般法人は、中国四国地域で564法
人(平成30年12月末現在)となっている。

新規就農者は、平成19年度までは600人前後で
推移していたが、近年、雇用就農が注目されたこ
とにより平成30年度は1,433人となっている。そ
の内訳をみると、雇用就農者が680人、新規参入
者が398人、経営継承者が155人、親元就農者等
が199人となっている。

エ 担い手への農地集積・集約化

平成26年3月から農地中間管理事業の活用を
柱に、担い手への農地利用集積・集約化を推進し
ており、管内における令和元年度末の担い手に対
する集積面積は106,179ha(前年度に比べ522haの
増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)
は28.7%(前年度に比べ0.4ポイントの増加)とな
った。

また、令和元年度における農地中間管理機構の
借入面積は3,893ha、転貸面積は4,051ha(うち新
規集積面積1,806ha)の実績となった。

オ 経営所得安定対策等

令和元年度の支払件数は、畑作物の直接支払交
付金(ゲタ対策)が1,871件で前年度と比べ32件の
増加、収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)が30
件で前年度と比べ60件の減少、水田活用の直接支
払交付金が4万1,571件で前年度と比べ2,735件
の減少。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦が3
万7,497t、大豆が3,005t、そばが284t、なた
ねが10tとなっており、そばは前年度を下回り、
麦、大豆は前年度を上回った。

水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)の支
払面積は2万2,096haで、前年度と比べ691ha減
少した。

支払金額は、畑作物の直接支払交付金が52.1
億円、収入減少影響緩和交付金が0.01億円、水田
活用の直接支払交付金が185.5億円となった。

カ 需要に応じた生産・販売と水田フル活用に関す
る取組

(ア) 米の需要に応じた生産・販売と水田フル活用
米政策については、「未来投資戦略2018－
Society5.0－」(平成30年6月15日閣議決定)
において、「農業経営者が自らの経営判断に基
づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提
供や水田フル活用に向けた支援を行う等により、
米政策改革の定着を図る。」と位置付けられ、各
産地が主体的に作付けを判断し需要に応じた生
産が行われるよう、行政・生産者団体・現場が一
体となって取り組んでいる。

中国四国農政局では、貴重な生産装置である
水田のフル活用を図り、食料自給率・自給力の
向上を図ることが重要であることから、農政局
及び各県域拠点担当者が直接出向き、県、農業
者団体、市町村、農業法人協会会員等に対し、
需要のある麦・大豆・飼料用米・稲発酵粗飼料
など主食用米以外の作物の本作化や、収益性の
高い野菜等への転換を推進した。

その結果、令和元年度においても、いずれの
県でも生産者や集荷業者が自主的に何をどう作
付するのか判断し、高収益作物や麦、大豆、飼
料用米、稲発酵粗飼料などへの作付転換が行わ
れ、主食用米についても、各生産者・産地の主
体的な作付判断による作付けが行われた。

(イ) 米粉の利用拡大の取組

中国四国農政局では、米粉利用の更なる普及
・定着を図るため、米粉関連団体等により構成
される中国四国米粉食品普及推進協議会とも連
携して、情報提供及び各種の普及啓発事業等
を行った。

具体的には、農政局において令和元年8月に
開催した「子どものための夏休み企画 考えて
みよう!農林水産業と私たちの食生活」、令和
元年12月～令和2年1月に消費者の部屋展示
「来て、見て、知って!～お米・米粉の魅力～」

令和2年1月に岡山市役所で開催された米の消費拡大関係イベントなどで、消費者を対象として、パネルの展示・パンフレットの配布などを行い、米粉関連情報の提供を行った。

また、令和元年11月には「米粉フェス in みはら～米加工品～」(参加者：530名)を広島県三原市で開催した。ノングルテン米粉の誕生と米粉加工品の可能性についての講演、国の米粉政策の紹介、米粉の利用拡大に繋がる先進的な取組や魅力について最新情報の発信、米粉製品の展示・実食・販売などを行い、米粉食品の普及・消費拡大を図った。

なお、米粉関連情報の提供を行っているメールマガジン「ココねっと通信」(購読者数：約3,300名)は、令和元年度11回配信した。

キ 日本型直接支払制度

(7) 多面的機能支払制度の推進

平成27年度から多面的機能支払制度を含む日本型直接支払制度が法律に基づいた安定的な制度として、地域の共同活動を支援することとなり、農地、水路及び農道の基礎的保全活動に4,195組織が14万2千haで取り組まれ対象農地の41%をカバー、地域資源の長寿命化を図る共同活動には2,031組織が9万4千haで取り組まれている。

中国四国農政局では、多面的機能支払により優良な取組を行っている組織を対象に農政局長表彰を実施しており、令和元年度は長門市農地・水・環境保全組織(山口県長門市)及び跡市環境保全組合(島根県江津市)が最優秀賞を受賞した。

また、令和2年1月に、「多面的機能支払中国四国シンポジウム in 阿波のくに(徳島県徳島市)」を開催し、地域の優良な取組及び先進的な広域化の取組の紹介を行うなど、活動組織の情報共有と、対策の普及・啓発を図った。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利農地において、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

第4期対策が平成27年度に開始されており、管内9県の実施状況は、市町村促進計画を作成した178市町村の98%に当たる174市町村、協定数7,937協定、交付面積9万510haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより

適正な農用地の維持・管理が行われている。

また、令和2年度から第5期対策が開始されることから、各県担当者会議を開催し制度の改正点等について周知を行った。

(ウ) 環境保全型農業直接支払制度の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の交付を行っている。

平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者団体等に対する支援となり、管内における令和元年度の実施面積は、3,766ha(対前年比101%)となった。

また、中国四国農政局では、環境保全型農業直接支払交付金の優良な取組に対する農政局長表彰を平成27年度に創設し、令和元年度は、寺岡有機農場有限公司(広島県世羅町)、四万十有機部会(高知県四万十町)が最優秀賞を受賞した。

ク 農山漁村の活性化

(7) 農山漁村振興交付金

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図るため、農泊推進対策では56実施主体、地域活性化対策では30実施主体及び、農福連携対策では13実施主体に対して、関係省庁と連携しながら、農山漁村振興交付金を直接交付し支援を行った。

また、山村の活性化を図るため、山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援するため、19実施主体に対して農山漁村振興交付金(山村活性化対策)を交付し支援を行った。

(イ) 「ディスカバー農山漁村の宝(むら)の宝」の取組

中国四国農政局の「ディスカバー農山漁村の

宝(むら)の宝」の取組では、令和元年度に管内で応募のあった220件の中から、他地域の参考となるような優れた地域活性化の事例を「中国四国農政局『ディスカバー農山漁村(むら)の宝』」として21地区3名を選定するとともに、今後の活躍が期待できる事例を「奨励賞」として14地区と5名を選定し、広く情報発信することで横展開を図った。

(ウ) 農福連携の推進

岡山地域での農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織である「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」の運営を行った。

また、中国・四国地域の農業分野における障害者雇用の促進を図るため、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を主な会員とした「中国四国農業の障害者雇用促進情報ネットワーク」の運営を併せて行った。

令和2年3月に、農業分野における障害のある人の雇用への理解を深めるため、「中国四国ブロック農福連携推進シンポジウム」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った。

また、各県拠点障害福祉サービス事業所等を訪問し(148箇所、延べ174回)、支援策の紹介による農・福のマッチング活動などを推進した。

ケ 農業生産基盤の整備等の状況

(ア) 農業の生産基盤の整備

中国四国管内は、耕地面積の72.8%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は43.7%、50a以上の区画整備済面積の割合は5.0%となっている(平成29年度)。

令和元年度は、中国四国管内で国営かんがい排水事業7地区〔益田地区、揖屋地区(以上島根県)、吉井川地区、小阪部川地区、寺間地区(以上岡山県)、香川用水二期地区(香川県)、南予用水地区(愛媛県)〕、国営総合農地防災事業3地区〔児島湾沿岸地区(岡山県)、吉野川下流域地区、那賀川地区(以上、徳島県)〕、国営緊急農地再編整備事業3地区〔宍道湖西岸地区(島根県)、南周防地区(山口県)、道前平野地区(愛媛県)〕において事業実施した。

(イ) 荒廃農地解消対策の推進

荒廃農地の再生利用に向けた施策の推進に当たり、管内各県の状況把握が必要なため毎年市

町村等は、現地調査を実施して荒廃農地の調査結果を取りまとめる。中国四国管内の平成30年11月末の集計では、荒廃農地面積は66千haと前年より6百haの増加、また荒廃が解消された面積は16百haと再生の取組みは進んでいる。

更に、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集・逆引きマニュアルを作成・更新し、県・市町村等に配布すると共にWebサイトに掲載した。

コ 鳥獣被害防止対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基き被害防止計画を作成した市町村は、令和元年10月末現在で、196市町村である。

また、被害防止対策を地域ぐるみより効果的かつ効率的に実施するために設置を推進している「鳥獣被害対策実施隊」は令和元年10月末現在で、管内全市町村の8割以上に当たる175市町村で設置された。

更に、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化するなか、この状況を打破するため、農林水産業地域の活力創造本部でジビエ利用量を倍増する目標を掲げており、中国四国管内では、管内のジビエ倍増モデル地区(鳥取県東部地区、岡山県美作地区及び徳島県県内広域地区の3地区)が円滑に活動を開始できるよう支援を行った。

また、「国産ジビエ認証」への支援を行った結果、管内では平成30年度の1施設に続き、令和元年度は4施設が認証された。

中国四国農政局では、効果的な被害防止対策の普及・拡大を目的として、中国地域と四国地域に設置している「野生鳥獣対策ネットワーク」の現地検討会を通じて、工夫した取組事例や新技術等についての情報共有や意見交換を行った。

サ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) コミュニケーションの円滑な推進等

消費者の信頼確保、食や農林水産業への理解増進及び食と農の結びつきの強化を図るため、管内9県において「中国四国地域における農産物のブランド化や付加価値向上への取組について」等をテーマに、消費者団体等との意見交換会を開催した。

また、管内消費者団体等に対し、食の安全等に係る情報の提供を行うとともに、消費者等に食の安全や食料自給率、家庭での食料品備蓄等に関する事項について、正しい情報を分かりや

すく提供する「食と農の知っ得講座」を管内で11回(延べ520人)開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示状況の監視

小売店舗や中間流通業者等における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して食品表示法、JAS法及び牛トレーサビリティ法(以下、「食品表示法等」という。)に基づく調査を実施した。

また、商品を買上げ、DNA分析等の科学的手法を用いて品種や産地が表示内容と一致しているか確認を行った。

さらに、食品の偽装表示や不適正な食品表示に関する情報等の受付窓口である「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合には食品表示法等に基づき指導16件を行った。

b 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を開催した。

また、各県段階でも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

さらに、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「食品表示法及び日本農林規格等に関する法律と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。

c 加工食品の原料原産地表示制度への対応

全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける改正食品表示基準について相談窓口において制度の理解不足に起因する不適正表示の防止等のための相談対応を行うとともに、平成30年度からは、管内の食品関連事業者の団体等の要請に応じ講師派遣を行った。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対する農薬の使用状況等調査、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査等の調査を通じた点検・指導を実施した。

また、ペットフードの安全確保のため、販売業者等に対する立入検査等を実施した。

b 特定家畜伝染病への対応

平時から局内において緊急連絡及び防疫作業支援について体制を整備し、発生時対応訓練等に取り組んでおり、平成30年度以降に発生している豚熱(CSF)については情報収集を行い関係者と情報共有及び連携強化を図った。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

BSE(牛海綿状脳症)のまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、牛の管理者及びと畜者等に対して巡回調査等を行い、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、自らとう精等を行い袋詰米穀を製造・販売する、又は、食料品を製造・販売する米穀事業者を重点に、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

このうち、令和元年度は米トレーサビリティ法に基づき指導2件を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校6校を対象に制度の認知度向上の取組を行うことにより、高校生自らによる販売実習・イベント等での消費者へのリーフレットの配布、産学官連携による新たな商品開発の取組等、高校と連携し本制度の周知を行った。

なお、授業を行った高校のうち岡山南高校では、産学官連携の取組として、中国四国農政局ウェブサイト(米トレーサビリティ制度)にアクセスするQRコードを付した駅弁を地元企業の協力により開発し、平成31年4月20日から販売を開始。これらの取組をまとめて「高等学校生徒商業研究発表大会」で発表。(全国大会第2位)さらには、駅弁開発の取組について「ディスカバー農山漁村の宝」に応募し、中国四国農政局のビジネス部門で入賞した。

シ 食育の推進

令和元年6月に「食育月間」の取組として、「消費者の部屋」特別展示、管内公共機関等におけるパネル展示や中国四国農政局「弁当の日」を実施した。

令和元年8月には岡山市で「中国四国地域食育

シンポジウム～スポーツ×食育 アスリートから「食」を学ぼう！～を開催し、大学講師による講演及び地元プロスポーツチームの選手、栄養アドバイザー等によるパネルディスカッションを行った。

また、令和2年1月には鳥取大学及び香川大学で、若年層における食への関心を高めるため、食と健康に関する講演及び大学生との食育に関する意見交換会を開催した。

さらに、令和2年2月には岡山市で「中国四国地域食育交流会」を開催し、「食育の環を広げよう！」をテーマに、「食」と「健康」に関する講演や、食育活動に関する事例発表及びグループワークによる意見交換を行った。

「中国四国食育ネットワーク」に関しては、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等による発信を行った(令和2年3月末ネットワーク会員数：200団体(個人))。

ス 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の地方公共団体、農業関係団体、水産業関係団体、食品産業関係団体、経済団体、ジェトロ等関係機関、各省地方支分部局で構成する中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じ、農林水産物・食品の輸出促進取組等に係る関連情報の共有や意見交換等を行った。

また、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者のうち、優れた事業者に対してその取組を広く紹介することを目的に中国四国農政局長賞の表彰を行った。

加えて、当局に設置する輸出相談窓口には、輸出に取り組む事業者や自治体等から、輸入規制、輸出に関する手続き、検疫関係、輸出先国情報の入手手段、補助事業等国の支援策及び輸出先国が求める残留農薬基準等多数の相談が寄せられ、関係機関と連携して迅速・的確な対応に努めた。

セ 6次産業化の推進

6次産業化の推進に当たっては、中国四国農政局及び県拠点に相談窓口を設置するとともに、県6次産業化担当者及び県サポート機関等、支援人材等と連携し、地域の6次産業化の取組に対する総合的なサポートを行った。

また、農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用を促進してきたところであるが、令和元年12月20日にA-FIVEの見直しが示され、継続中の案件について、認定業務を行った。

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、令和元年度11件(ファンド認定3件を

含む)の認定を行い、累計314件(ファンド認定23件を含む)となっている。なお、「研究開発・成果利用事業計画」は累計2件となっている。

「総合化事業計画」認定事業者のフォローアップでは、総合化事業計画の進捗状況及び経営状況を把握・分析し、関係機関との協議を経て対応方針を決定し、課題解決・経営改善を図った。

農林漁業と他産業との新たな連携については、農商工連携促進法に基づき、令和元年度2件(中国地区)の認定を行い、累計124件(中国地区57件、四国地区67件)となった。

ソ 地理的表示保護制度の推進等

地理的表示保護制度の活用促進に向け、各県1産品以上の登録を目指し、同制度の活用を検討している地域(団体)等に対して制度説明や登録への働きかけを行うことにより、登録候補産品の掘り起こしを行った。

その結果、中国四国地域では、令和元年度に新たに7産品が登録され、16産品の登録となった。

また、登録生産者団体に対して、品質管理体制の検査を行った。

タ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス産業都市構想の策定等に向けて、県、市町村及び関係者に対して、情報提供及び補助事業等の情報提供支援を行った。

その結果、鳥取県北栄町が、平成30年11月に新たにバイオマス産業都市に選定された。(平成25年度から令和元年度までに中国・四国地域の10市町村がバイオマス産業都市に選定)

チ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「再エネ法」という。)の普及啓発を行った。

具体的には、再エネ法の活用状況を把握するために実施した全市町村アンケートを基に、再エネ法に関心のある市町村について個別の周知を行うとともに、関係省庁及び県等が主催する会議等に参加し、再エネ法の推進を行った。

なお、平成26年度から令和元年度までに中国・四国地域の9市町において基本計画が作成されている。

ツ 「スマート農業」の推進

農業者の高齢化や新規就農者の減少により農業の担い手が不足し、特に中山間地域などでは耕作

放棄地の増加、農作物の鳥獣被害などの問題も深刻化している。次世代の担い手を確保し、地域農業を守るためには、生産性の飛躍的な向上、省力的生産技術の導入、高品質・安定生産技術の導入、新規就農者への栽培技術の継承等が課題となっており、近年発展が著しいロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」に期待が寄せられているところである。

このため、農林水産省においては、これらの最先端技術を生産現場に導入・実証して社会実装を進める「スマート農業実証プロジェクト」を実施しており、管内においても令和元年度に10地区(課題)が採択されており、中山間水田の省力技術体系をはじめとしたスマート農業技術の導入・実証が行われているところである。

一方、中国及び四国地域の地方行政機関で構成する「中国地域におけるSociety5.0の実現に向けた連携・協定会」及び「四国におけるSociety5.0の実現に向けた連絡会」に当農政局も参加し、スマート農業の推進に向けて、情報交換や地域の支援に向けた予算の活用など省庁間の垣根を越えて取り組んでいるところである。

(5) 関係機関との連携強化

県庁所在地に配置されている各県域拠点及び本局各部・室は地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行った。

また、中国四国農政局又は県域拠点の幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生等に中国四国地域の農業の現状等を説明(28回)するなど、各般の取組を実施した。

さらに、愛媛大学と柑橘産業をはじめとする愛媛県農業の復興・発展等について、包括連携協定を締結した。

(6) 広報活動

地方公共団体、農業団体、消費者団体等への情報提供を通して地域農業の活性化を図るため、管内の食料・農業・農村の現状及びその中での各種施策効果並びに問題点等を分析・検証した「中国四国地域をめぐる事情」を更新した。あわせて、管内で行われている取組について、その概要、課題・問題点、具体的な成果や取組、今後の方向等を整理した「中国四国地域農業をめぐる事情取組事例集」を作成した。

また、一般国民向けには、「NewsLetter」等の広

報誌を発行した。

ア インターネットの活用

中国四国農政局 Web サイトは、農林水産省の重要施策や中国四国農政局の取組をはじめ、統計情報、イベント等について、情報発信を行った。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊(24回)し、約5,500人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(11回)、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」(16回)、「香川びっぴ通信」(24回)の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース等を実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、山口県拠点及び徳島県拠点が各県担当記者との意見交換会を開催するとともに、中国四国農政局本局が岡山県、広島県の報道責任者会との意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部室及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示(21回)を行い、消費者に情報提供を行った。

さらに、より多くの消費者に情報提供を行うため、管内の各種イベント会場及び地方公共団体のコミュニティ施設や図書館等において「移動消費者の部屋」を開設(16回)するとともに、局内各部室が主催するイベント等での連携展示(1回)を行った。

7 九州農政局

(1) 令和元年8月の前線に伴う大雨及び台風第17号の被害状況と支援対策

令和元年8月の前線に伴う大雨は、前線と湿った空気の影響で、九州北部を中心に記録的な大雨となり8月28日には佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報が発表された。

8月26日～29日までの総降水量は、長崎県平戸市で626.5ミリや佐賀県唐津市で533.0ミリを観測した。また、福岡県久留米市、佐賀県佐賀市、佐賀県白石町で3時間及び6時間降水量が観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。

このため、福岡県、佐賀県を中心に水稲、大豆、野菜、果樹、花きの冠水、土砂流入や、ビニール

ハウス、農業用機械等の損壊、農地・農業用施設等が被害を受けた。

台風第17号は9月21日、強い勢力で沖縄地方に接近した後、9月22日夜には対馬海峡を抜けて日本海に入った。台風の接近・通過に伴い、長崎県長崎市野母崎で最大風速29.2メートルを観測したほか、宮崎県延岡市で9月22日に竜巻が発生した。また、台風周辺の湿った空気や前線の影響で、宮崎県宮崎市赤江では1時間に109.5ミリの猛烈な雨を観測したほか、総雨量では宮崎県児湯郡西米良村で475ミリに達するなどの大雨となった。

このため、九州北部では水稲や大豆、野菜、果樹等の倒伏、茎葉損傷、土砂流入、冠水、潮風害等による農作物の被害や、ビニールハウスや畜舎等施設の損壊、農地・農業用施設等が被害を受けた。また、竜巻が発生した宮崎県では農業用ハウス施設等が大きな被害を受けた。

農林水産省は令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等により、全国各地域の農林水産業に被害をもたらされたため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、9月10日（11月29日拡充）に支援対策を決定した。災害復旧事業等の促進、農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援、油流出への対応、共済金の早期支払等、営農再開に向けた支援、農地・農業用施設の早期復旧等などの対策が講じられた。

九州農政局では、支援対策を関係者に周知するため、10月11日より被害が大きかった宮崎県、佐賀県、長崎県で農業者等が営農再開できるように支援策説明会を開催した。

特に、令和元年8月の前線に伴う大雨により、佐賀県の鉄工所から流出した油による農地への被害については、災害復旧事業を活用し、油が付着した稲を刈取・処分し、土壌調査結果をもとに、油濃度が高い農地の表土の入れ替えを行い、令和2年6月から営農が再開された。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、令和元年度の鉱工業生産指数(平成27年基準)は、化学・石油石炭製品工業、野菜漬物、畜産製品等の食料品工業などが前年に比べ上昇したものの、フラットパネル・ディスプレイ製造装置等の汎用・生産用・業務用機

械工業、電気・情報通信機械工業、普通乗用車、四輪自動車部品等の輸送機械工業などが低下したことから、前年比で生産が3.3%低下した。

雇用情勢は、有効求人倍率が平成27年3月以降1倍を超える状況が続いているものの、令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染症拡大の影響が現れ始めたため、低下傾向である。

個人消費は、豪雨等の自然災害の発生、消費増税があったにもかかわらず年明けまでは横ばいで推移していた。しかし、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大による影響が見られ始めた。

イ 農業経営

平成30年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営で75万4千円(前年比111.4%)、畑作経営で166万4千円(同68.9%)、露地野菜作経営で183万1千円(同108.0%)、施設野菜作経営で641万8千円(同100.0%)、果樹作経営で221万6千円(同136.7%)、酪農経営で1,006万4千円(同70.4%)、肉用牛経営で491万7千円(同77.7%)となった。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

令和元年産水稲の作付面積(子実用)は、16万haで、前年産に比べ400ha減少した。

10a当たり収量は、田植期以降の低温・日照不足に加え、台風及びトビイロウンカによる被害等の影響から435kg(作況指数86)となった。

このため収穫量(子実用)は、69万6,400tとなり、前年産に比べ12万4,900t(15%)減少した。

このうち、早期栽培水稲は、4月上旬及び5月上旬の低温の影響で分げつが抑制されたことから穂数が「やや少ない」となったことや、出穂期以降、低温・日照不足で経過したことから登熟、作柄ともに「やや不良」となった。

普通栽培水稲は、全もみ数が、田植期以降の低温・日照不足により分げつが抑制されたことから、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県及び鹿児島県は「少ない」、長崎県及び熊本県は生育ステージや品種構成の違いにより、分げつの抑制の影響が少なかったこと等から「やや少ない」となった。

登熟は、9月下旬の台風第17号による被害の発生に加え、トビイロウンカによる被害の影響から、大分県は「不良」、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び宮崎県は「やや不良」、鹿児島県は「前年並み」となった。

このことから、作柄は、7県ともに「不良」となった。

以上の結果、九州の作柄は「不良」となった。

イ 麦

令和元年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の作付面積(子実用)は、前年産に比べ100ha増加し5万6,400ha(前年産対比100%)となった。

収穫量は、前年産に比べ4万7,900t増加し23万4,700t(同126%)となった。

ウ 大豆

令和元年産大豆の作付面積(乾燥子実)は、前年産に比べ400ha減少し2万1,000ha(前年産対比98%)となった。

収穫量は、前年産に比べ1万2,200t減少し2万400t(同63%)となった。

エ かんしょ

令和元年産かんしょの主産県(熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の作付面積は、前年産に比べ1,200ha減少し1万5,500ha(同93%)となった。

収穫量は、前年産に比べ2万9,700t減少し36万900t(同92%)となった。

オ 野菜

令和元年産トマトの作付面積は、前年産と同じ2,250ha(対前年産比100%)となった。

収穫量は20万4,200t(同99%)、出荷量は19万3,500t(同98%)となった。

令和元年産キャベツの作付面積は、前年産に比べ20ha増加し6,010ha(同100%)となった。

収穫量は20万8,400t(同102%)、出荷量は18万6,800t(同102%)となった。

令和元年産きゅうりの作付面積は前年産に比べ50ha減少し1,680ha(同97%)となった。

収穫量は12万700t(同101%)、出荷量は11万1,200t(同100%)となった。

カ 果樹

令和元年産みかんの結果樹面積は、前年産に比べ400ha減少し1万1,900ha(前年産対比97%)となった。

収穫量は、前年産に比べ7,100t減少し23万5,800t(同97%)となった。

令和元年産くりの主産県(福岡県、熊本県、大分県、宮崎県)計の結果樹面積は、前年産に比べ120ha減少し3,760ha(同97%)となった。

収穫量は、前年産に比べ370t増加し3,940t(同110%)となった。

令和元年産日本なしの主産県(福岡県、佐賀県、

長崎県、熊本県、大分県)計の結果樹面積は、前年産に比べ50ha減少し1,440ha(同97%)となった。

収穫量は、前年産に比べ900t減少し2万9,200t(同97%)となった。

キ 茶

令和元年産茶の主産県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の摘採面積は、前年産に比べ100ha減少し1万2,800ha(対前年産比99%)となった。

荒茶生産量は、前年産に比べ600t減少し3万6,500t(同98%)となった。

ク 畜産

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,410戸、飼養頭数は10万5,500頭となった。

肉用牛の飼養戸数は、1万9,300戸、飼養頭数は92万7,100頭となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 担い手の確保及び農地集積

(7) 担い手の確保

令和元年度末現在の認定農業者数は4万5,650経営体(うち法人5,069経営体)で、全国23万3,792経営体の19.5%を占めている。

令和2年2月1日現在の集落営農数は2,321となり、前年に比べ16減少した。このうち、法人の集落営農数は12増加して783(前年比102%)となり、集落営農数全体の34%を占めている。

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがある。

なお、平成30年12月末現在の農地所有適格法人数は3,387法人となっている。

また、平成21年改正農地法により可能となった農地の貸借により農業経営を行う一般法人は、平成30年12月末現在で342法人(※概数)となっている。

(4) 人・農地プランの実質化の推進

人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにする観点から、各地域においてアンケートや地図を活用した話合いを行い、地域の現況と将来の課題を共有することにより、今後の農地利用に関する将来方針の作成する「人・農地プランの実質化」の取組が開始された。

令和元年度末現在で既存のプランが既に実質化していると判断した地域が1,015地域、実質化に向けた工程表を作成して取組を推進している地域が5,677地域となっている。

(7) 農地集積の状況

担い手への集積面積は、令和元年度末には25万9千haとなり、農地集積率は49.3%と全国平均(57.1%)を下回っているものの、都府県平均(44.9%)を上回っている。

また、令和元年度の農地中間管理機構の借受面積は5,608ha(累計3万9,247ha)、転貸面積は6,383ha(累計3万9,051ha)となっている。

(2) 女性の能力の活躍推進

基幹的農業従事者(23万7千人)の42%(9万8千人)を占める女性は、九州の農業や地域の活性化において重要な役割を果たしている。

このため、農業委員会・農協等の政策・方針決定過程への女性参画促進の要請や農山漁村男女共同参画セミナーを行って、女性の活躍を推進している。

イ 経営所得安定対策等の取組

令和元年度経営所得安定対策等の交付金支払件数は、7万4,649件となり、平成30年度の支払件数に比べ4,230件の減少となった。

経営形態別にみると、個人7万1,629件(前年度比94.3%)、法人2,066件(同105.5%)、集落営農954件(同96.4%)となり、法人で増加し、個人と集落営農で減少した。

畑作物の直接支払交付金は、平成27年産から認定農業者等の担い手を対象に規模要件を課さずに実施しており、支払数量は、麦が20万9,614t、大豆が1万8,774t、そばが1,363t、なたねが99tとなった。

水田活用の直接支払交付金における戦略作物(基幹作物)の支払面積は、麦は2,994haで94ha(前年度比97.0%)、大豆が1万9,490haで102ha(同99.5%)、飼料作物が1万1,265haで357ha(同96.9%)飼料用米が6,315haで323ha(同95.1%)と減少したものの、WCS用稲が2万4,384haで108ha(同100.4%)、加工用米が3,090haで338ha(同112.3%)と増加した。

ウ 農畜産物の生産振興及び消費拡大

(7) 米

令和元年産米については、全県において生産の目安の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は3万1,629haで30年産に比べ209ha(前年度比99.3%)の減少となった。このうち、稲発酵粗飼料(稲WCS)用稲は、前年産より14ha増加し、全体の77.9%を占めた。

米の消費拡大に向けた取組については、各種

イベントにおいてパネル展示を行い、朝ごはんの習慣化等を推進するとともに、米粉の普及推進の取組として、九州米粉食品普及推進協議会等との連携による、宿泊業・外食事業者等を対象とした米粉セミナーや、中村学園大学等との連携による、調理示範、先端技術の紹介等を内容とするセミナーを開催した。

(4) 麦

管内各県で開催されている民間流通麦地方連絡協議会(元年7~8月)では、実需者の購入希望数量と生産者の販売予定数量の状況について意見交換を行い、需要に応じた適正な品種構成と単収向上による安定生産を行うことで、需給の逆ミスマッチの是正に向けて努力していくことが話し合われた。

また、九州沖縄農業研究センターで開催された令和元年度九州農業試験研究推進会議水田作推進部会麦技術検討会議(元年9月)では、管内各県における麦の育成品種の検討状況や今後の育種の方向性、もち性大麦品種の育成・普及状況と新しい用途開発、追肥重点型多肥栽培などの技術の紹介等が行われた。

(7) 大豆

九州地域の大豆については、近年梅雨時期の長雨による播種の遅れや、収穫期の降雨による品質低下の影響等に伴い収量の減少が続いており、全国的にも単収低下が課題となっている。

このため、適期播種や排水対策をはじめとする基本技術の励行を行い、需要に即した高品質な大豆の安定生産を促すため、管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に九州地域大豆栽培技術検討会(元年10月)を福岡県で開催し、農研機構九州沖縄農業研究センターから大豆の増収等に向けた大規模水田スマート一貫体系に関する実証等の報告や、農業者団体、管内各県(行政・普及・試験研究)、農研機構及び実需者団体等との意見交換を行い、九州産大豆の現状と課題の把握や、各地域での取組の推進を図った。

(2) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の産地強化計画の策定を推進し、平成28年度から平成30年度までの策定期間中に455産地で策定された。

支援事業として、消費者・実需者のニーズに対応した野菜の安定供給体制を構築するため、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支

援した。また、集出荷貯蔵施設の再編利用に対して支援するとともに、わが国の施設園芸の生産性向上と野菜等の周年安定供給を図っていくため、高度な環境制御、地域資源エネルギー、雇用型の生産管理により高い生産性を実現する次世代施設園芸の地域展開の取組を支援した。

果樹については、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、令和2年3月末までに89産地で策定された。

これらの取組を支援するため、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入等への支援を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を推進し、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定化を図った。また、各地域の果樹産地協議会等と農地中間管理機構が連携した担い手への農地集積等を促進するため、九州各県でモデル地区を選定し取り組んでいる。

(イ) 花き・茶

花きについては、関係団体で構成する九州花き振興協議会の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州花き振興協議会主催の「いい夫婦の日」(11月22日)と「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を協賛し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集した。さらに、新型コロナウイルスの影響で需要が減少している花きの消費拡大を図るため、家庭や職場に春の花を飾って楽しむ「花いっぱいプロジェクト」に令和2年3月6日から取り組んでいる。

茶については、消費者ニーズの変化や輸出に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援した。また、九州農政局では、管内の多種多様な茶葉や地域の特徴ある茶産地の取組を紹介するパネル展示(令和元年5月7～17日)を実施した。さらに、茶改植等支援事業で、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間及び改植経費に対する支援を実施した。

(ロ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきびについては、度重なる台風により、倒伏や塩害が発生したため、次年産に向けた地力増進対策や病虫害防除対策等による生産回復

・増産に向けた取組を支援したほか、農業機械等のリース支援を継続的に実施した。

でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組や、かんしょ生産の省力化や安定的な生産体制の確立に向けて収穫機械等のリース導入支援を行った。

また、サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にし、生産性向上を行うための取組を支援した。

(ハ) 畜産

近年の畜産・酪農をめぐる情勢は、畜産農家戸数・飼養頭数の減少や生乳生産量の減少など、生産基盤の強化が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、九州農政局は、畜産クラスター事業等により、収益力の向上や生産基盤の強化を図るための管内各県の取組に対し支援を行った。

畜産クラスター事業等の生産基盤強化対策の実施等により、九州では平成22年度から減少傾向で推移していた肉用牛の飼養頭数が平成29年から増加に転じたところ。

エ 農業生産工程管理(GAP)の推進

国際水準GAPの推進は、国産農産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農業競争力の強化を図る観点から普及・拡大に取り組んでおり、GAPの価値を共有する九州ブロックGAP推進シンポジウム(令和元年11月)や生産局農業環境対策課各施策に係るブロック説明会(令和元年9月、令和2年2月)等により各県、農業団体等への取組拡大への働きかけや各県における指導体制構築と確認体制導入に向けた取組への支援を実施した。

オ スマート農業の推進

担い手の減少・高齢化などに伴い、労働力不足が深刻化する中、ロボット、AI等を活用した「スマート農業」は、生産性の飛躍的向上や熟練農業者の技術継承等、農業の課題解決に対応していくためのツールとして期待されているところである。

こうした中、九州農政局では、令和元年5月に「九州スマート農業技術連絡会議」を発足し、鹿児島県でのスマート農業サミット(令和元年8月)、スマート農業関連のIT企業等26社と管内の農業者を一堂に会したマッチングフェア(令和2年1月)を開催するなど、管内のスマート農業加速化実証プロジェクトの成果を現場へ発信すると

ともに、農業者等への「見られる・試せる・体験できる」機会を拡大する取組を実施するなどスマート農業の推進を図った。

カ 農林水産物・食品の輸出の促進

管内の輸出促進を図るため、全国的な取組であるGFPへの登録者数の拡大を図った結果、令和元年度において284社からの登録があり、輸出訪問診断希望者に対しては、輸出訪問診断を実施した。

また、輸出を念頭に置いた「グローバル産地」の推進により、7地区のグローバル産地の育成を行った。

なお、生産者、食品製造業者、輸出商社等の輸出関連事業者を参集した「九州ブロック輸出促進交流会」を開催し、各種情報提供やポスターセッション、商談会等による輸出プレイヤー間の交流の場を提供した。

なお、輸出証明は、10,947件発行した。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

農林漁業経営の改善を図るために、農林漁業者等が六次産業化・地産地消法に基づいて申請する総合化事業計画の認定を適確に行っている。また、認定事業者に対し、交付金による新商品開発や加工・販売施設等の整備、農林漁業成長産業化ファンドによる出資等、各種支援を行っている。

なお、九州での六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の累計認定件数は、令和元年度末現在で457件となっている。

さらに、平成25年2月に発足した農林漁業成長産業化ファンドについては、令和元年度末現在で管内29件の6次産業化事業体に対して出資事業が行われている。

ク 地産地消の推進

地産地消の推進のため、九州地域において優良な取組を実施している6団体に対し、九州農政局長賞の授与及び表彰団体による意見交換会を実施した。さらに、表彰団体の取組について、九州農政局のHPで広く紹介を行っている。

ケ 和食文化の保護・継承の推進

11月に「和食の日」が制定されていることを踏まえ、消費者の部屋においてパネル展示及び「だし」講座を実施した。

また、合同庁舎の食堂の協力を得て、和食の日の特別メニューを提供するとともに、食堂の各テーブルに和食や和食の日に関するPRの三角柱を配置し、和食の普及啓発を行なった。

コ 地理的表示(GI)保護制度の保護・活用

地理的表示(GI)保護制度の周知及び活用を推進

するため、九州農政局のHPにGI保護制度を紹介するページを新たに作成した。また、九州管内のGI登録団体と卸売・小売業者にアンケート調査を行い、登録の効果を検証するとともに、とりまとめ結果をHPで紹介している。

なお、九州管内におけるGI登録は、令和元年12月に「田浦銀太刀」(熊本県)、令和2年3月に「八代特産晩白柚」(熊本県)、「八代生姜」(熊本県)が追加され、全国96製品のうち17製品となった。

サ バイオマス活用の推進

地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すため、「バイオマス産業都市構想」の構築を推進している。

九州では令和元年度末までに13市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。

シ 再生可能エネルギーの推進

市町村が主導して農林地等の利用調整を適切に行い、再生可能エネルギーの導入と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画の作成支援等、同法の活用に係る支援を行っている。

九州では、令和元年度末において、基本計画を23市町村で作成している。

ス 農産物の物流効率化の推進

関東・近畿等の大消費地から離れている九州では、農産物物流の効率化が喫緊の課題となっていることから、九州運輸局と連携し、九州各県において農業者・物流関係者による現地懇談会を開催している。

また、農業法人協会と農産物の物流における問題点と課題についての意見交換会を開催しており、令和2年度は熊本県農業法人協会とパレット導入促進等について意見交換を行った。

セ 家畜の伝染性疾病への対応

九州農政局においては、特定家畜伝染病発生時に防疫作業への派遣可能者リストの作成及び定期的な更新、防疫演習の実施等、迅速な初動及びまん延防止に向け、各県の防疫措置へのサポート体制を整備している。

ソ 食品表示の適正化の取組

食品表示・JAS規格及び牛トレーサビリティ制度を担当する職員が日常的に小売店舗等の巡回並びにDNA分析などの科学的分析手法等を活用した調査を行い、違反を確認した事業者に改善指導を

行うなど、生鮮食品等の食品表示の適正化に取り組んでいる。

また、食品表示 110 番を開設し、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、令和元年度の食品表示 110 番の受付件数は 354 件であった。

タ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀等の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき米穀事業者等への監視等に取り組んだ。

米飯類を提供する外食事業者に対し、米トレーサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施し、違反を確認した事業者に改善指導を行った。また、米トレーサビリティ法のさらなる周知のため、米穀事業者や関係団体等が主催する講習会等と連携して、150 回、約 7 千百人に対し普及・啓発を行った。

新規需要米(米粉用米、飼料用米等)等の用途を限定して生産された米穀の主食用への横流れ防止等のため、生産者等に対し、食糧法に基づく巡回立入検査を実施した。

チ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

令和元年の荒廃農地は 7 万 1,037ha で、このうち、再生利用が可能な荒廃農地は 1 万 9,789ha となった。各地域では、耕作放棄地対策協議会等が設置され、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この 1 年間に 1,643ha の荒廃農地が再生利用された。

ツ 多面的機能支払交付金の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための九州における令和元年度末現在の取組状況は、農地維持支払いは 4,229 活動組織で取組が行われており、取組面積は 25 万 5,667ha となっている。

資源向上活動(共同)は 3,387 の活動組織で取組面積は 22 万 9,520ha、資源向上活動(長寿命化)は 1,756 の活動組織で取組面積は 15 万 547ha となっている。

テ 環境保全型農業直接支払交付金の推進

自然環境保全に資する農業の生産方式の導入を図るための九州における令和元年度末現在の取組状況は、管内 151 の市町村で、491 の農業者団体等がカバークロープ等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んでおり、取組面積は 6,994a となっている。

このうち、地域特認取組(IPM、冬期湛水管理等)の取組面積は 1,557ha となっている。

ト 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、令和 2 年 4 月末現在で 226 市町村となった。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策実施隊(以下、「実施隊」という)の設置を推進した結果、令和 2 年 4 月末で管内全市町村の約 9 割にあたる 215 市町村で実施隊が設置された。

ナ 農山漁村活性化の取組

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業以外の観光、福祉、教育等にも活用し、地域住民の就業の場の確保や所得の向上、雇用の増大、交流促進を図るため、管内 99 地域において、活動計画づくりや地域資源の商品化、福祉農園等による障害者受入等の整備、生産基盤及び施設整備、農泊推進の構築、観光コンテンツの磨き上げ、宿泊施設の整備等の取組を支援した。

(5) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(7) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した農商工連携により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について、令和元年度においては 2 件(累計 87 件)を認定した。

(4) 九州ブロック輸出促進交流会

生産者、食品製造業者、輸出商社等を参集し、九州厚生局、九州経済産業局、各県及び JETRO 等との連携の下、輸出プレイヤー間の交流の場として、「九州ブロック輸出促進交流会」を開催した(再掲)。

イ 農地集積・集約化の推進

担い手育成、農地集積・集約化、農地整備等の関係機関が一体となって推進するため、農地集積・集約化推進合同会議を開催した。

ウ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、県単位に、県、警察等関係機関と各県拠点等との間で食品表示監視協議会を令和元年 5 月から 7 月の間に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有

と意見交換を行った。

エ 鳥獣被害防止に関わる連携

九州地域では、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所九州支所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター、九州森林管理局、九州地方環境事務所及び管内各県と、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置している。ここでは、国有林や国立公園等に隣接する地域の野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除の在り方を定期的に検討している。

(6) 広報活動

管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、局 Web サイト、プレスリリース等を通じて、農業・農村に関する情報の迅速・正確かつ分かりやすい発信に努めた。

またメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った(令和2年3月末現在 6,672 人に配信)。

令和2年1月から始まった農林水産省公式 YouTube チャンネル「BUZZ MAFF」に「タガヤセキューシュー」の動画を7本掲載した。中でも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で需要が低下している花の消費拡大を図るための動画は58万回再生される等の反響があり、「花いっぱいプロジェクト」を全国にPRすることができた。

地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりを支援するため、九州農政局 Web サイトの中に開設している「食育アイランド九州」において、取組の紹介等の情報提供を行った。

さらに、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

農政局に設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しとっと？ 国のお仕事～夏休み見学デー～」を令和元年7月31日、8月1日に開催し、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、水路の生き物の展示等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供した。

また、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には食生活等に関する相談が寄せられた。そのほかに、各地で行われる

様々なイベント等で「移動消費者の部屋」を5会場で開設した。

8 北海道農政事務所

(1) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

令和元年度の北海道の経済情勢は、前年に発生した北海道胆振東部地震の影響からの立ち直りから始まり、持ち直し基調が続いた。

個人消費については、コンビニエンスストア販売額やドラッグストア販売額は堅調に推移したが、スーパーや百貨店の販売額は減少した。北海道胆振東部地震の復旧工事の本格化などにより、公共工事請負金額は大きく増加した。

観光情勢については、来道者数が堅調に伸び、1,408万23百人で前年比+4.6%となり、2年ぶりに前年を上回った。また、道内に直接入国した外国人数は、中国との旅客機路線が増加したことも反映し、186万13百人で同+1.7%となり、8年連続で前年を上回った。

雇用情勢については、有効求人倍率が前年差0.05ポイント上昇の1.21倍と10年連続で前年を上回っており、完全失業率については、前年比0.3%低下の2.6%で低水準が続いている。

イ 農業産出額

令和元年の北海道の農業産出額は1兆2,558億円で、野菜等の価格が低下したこと等により、前年に比べて35億円(0.3%)減少した。

なお、令和元年の全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める北海道の割合は14.0%となった。

ウ 農業経営

平成30年の北海道内における水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は1,675万円で、米、小麦、豆類等の生産量の減少等により、前年に比べて13.3%減少した。

農業経営費は1,130万円で、農機具費等の減少により、前年に比べて3.6%減少した。

この結果、農業所得は545万円となり、前年に比べて28.4%減少した。

畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は3,664万円で、小麦、豆類等の生産量の減少等により、前年に比べて2.7%減少した。

農業経営費は2,456万円で、光熱動力費等の増加により、前年に比べて2.3%増加した。

この結果、農業所得は1,208万円となり、前年

に比べて11.4%減少した。

酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は9,401万円で、生乳生産量等の増加により、前年に比べて3.9%増加した。

農業経営費は7,353万円で、動物費(牛の減価償却費)や飼料費等の増加により、前年に比べて12.3%増加した。

この結果、農業所得は2,049万円となり、前年に比べて18.1%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

令和元年産水稻の作付面積は10万3,000haで、前年産に比べて1,000ha(1%)減少した。

10a当たり収量は571kg、作況指数は104となった。これは、5月下旬から7月中旬にかけておおむね天候に恵まれたことにより穂数が多く、全もみ数もやや多くなったためである。

この結果、収穫量は58万8,100tとなり、前年産に比べて7万3,300t(14%)増加した。

イ 小麦

令和元年産小麦の作付面積は12万1,400haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は558kgで、前年産に比べて44%上回った。これは、天候に恵まれ、生育が順調で登熟も良好であったこと等のためである。

この結果、収穫量は67万7,700tとなり、前年産に比べて20万6,600t(44%)増加した。

ウ 大豆

令和元年産大豆の作付面積は3万9,100haで、前年産に比べて1,000ha(2%)減少した。

10a当たり収量は226kgで、前年産に比べて10%上回った。これは、天候不順で作柄の悪かった前年産に比べて被害が少なかったためである。

この結果、収穫量は8万8,400tとなり、前年産に比べて6,100t(7%)増加した。

エ 小豆

令和元年産小豆の作付面積は2万900haで、前年産に比べて1,800ha(9%)増加した。

10a当たり収量は265kgで、前年産に比べて29%上回った。これは、登熟期の天候に恵まれたことから、作柄の悪かった前年産に比べて登熟が良好であったためである。

この結果、収穫量は5万5,400tとなり、前年産に比べて1万6,200t(41%)増加した。

オ いんげん

令和元年産いんげんの作付面積は6,340haで、

前年産に比べて450ha(7%)減少した。

10a当たり収量は200kgで、前年産に比べて47%上回った。これは、登熟期の天候に恵まれたことから、作柄の悪かった前年産に比べて登熟が良好であったためである。

この結果、収穫量は1万2,700tとなり、前年産に比べて3,470t(38%)増加した。

カ そば

令和元年産そばの作付面積は2万5,200haで、前年産に比べて800ha(3%)増加した。

10a当たり収量は78kgで、前年産に比べて66%上回った。これは、生育期間の天候がおおむね良好に経過したためである。

この結果、収穫量は1万9,700tとなり、前年産に比べて8,300t(73%)増加した。

キ てんさい

令和元年産てんさいの作付面積は5万6,700haで、前年産に比べて600ha(1%)減少した。

10a当たり収量は7,030kgで、前年産に比べて12%上回った。これは、6月以降、おおむね天候に恵まれたことで作柄が良好となったためである。

この結果、収穫量は398万6,000tとなり、前年産に比べて37万5,000t(10%)増加した。

また、平均糖分(北海道庁調べ)は16.8%で、前年産に比べて0.4ポイント低下した。

ク ばれいしょ

令和元年産ばれいしょの作付面積は4万9,600haで、前年産に比べて1,200ha(2%)減少した。

10a当たり収量は3,810kgで、前年産に比べて11%上回った。これは、生育期間全般において天候に恵まれ、いもの肥大が良好であったためである。

この結果、収穫量は189万tとなり、前年産に比べて14万8,000t(8%)増加した。

ケ たまねぎ

令和元年産たまねぎの作付面積は1万4,600haで、前年産に比べて100ha(1%)減少した。

10a当たり収量は5,770kgで、前年産に比べて18%上回った。これは、7月下旬から8月上旬高温・多照により、球の肥大が良好であったためである。

この結果、収穫量は84万2,400tとなり、前年産に比べて12万5,000t(17%)増加した。

コ 畜産

(ア) 乳用牛

令和2年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は5,840戸で、飼養頭数は82万900頭となった。

なお、1戸当たりの飼養頭数は140.6頭となった。

令和元年の生乳生産量は404万8,197tで、前年に比べて8万3,004t(2%)増加した。

これは、全国の生乳生産量の55%を占めている。

(イ) 肉用牛

令和2年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,350戸で、飼養頭数は52万4,700頭となった。

なお、1戸当たりの飼養頭数は223.3頭となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成30年度(概算値)における北海道の食料自給率は、平成30年産の米や小麦が不作により生産量が減少したことから、カロリーベースで平成29年度から10ポイント低下の196%となった。

しかし、生乳などの産出額が伸びたことにより、生産額ベースでは平成29年度から10ポイント上昇の214%となった。

(イ) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

食育の推進に向け、食育月間(6月)に庁舎内の消費者コーナーでパネル展示を行うとともに、10月22日に北海道アグリ・フードプロジェクト Pre Event へのブース出展や、和食の日(11月24日)に合わせ11月6日に札幌駅前通地下歩行空間で開催した移動消費者の部屋において、和食や地理的表示(GI)に関するパネル展示を行った。

また、地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動等について、地域が自主性・独自性を発揮しながら食育を推進するよう、地方公共団体や食育関係団体等に対し、支援や日本型食生活の普及・啓発を行った。

こうした中、食育基本法に基づく地域の特性を活かした食育推進計画を策定している道内の市町村は、全179市町村のうち73%に当たる131市町村(令和2年3月末現在)と前年比5%、9市町村増加した。

北海道の食文化や伝統料理・郷土食等に対する関心度の向上を図り、保護・継承につなげて

いくことを目的として、北海道農政事務所主催により「受け継ぎたい北海道の食」動画コンテストを開催し、優れた作品に対し表彰を行った。

農林水産省が主催する「令和元年度地産地消等優良活動表彰」に応募された優れた道内の取組に対し、北海道農政事務所長賞を授与した。

その他、増大するインバウンドを農山漁村に呼び込み、農林水産物・食品の輸出増大につなげる好循環を構築するための「SAVOR JAPAN」制度の周知及び農観連携の推進に取組んだ。

(ウ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全の確保と向上を図るため、食品事業者に対する食品トレーサビリティ制度の普及を推進するとともに、生産資材である農薬・肥料・飼料の生産段階における適正使用の推進や生産・流通段階における調査・点検等を実施した。

家畜防疫体制を強化するため、家畜防疫の支援体制を整備するとともに、10月に家畜防疫支援業務の従事者を対象にした演習を実施した。

牛トレーサビリティ制度の信頼確保を図るため、生産・流通段階において立入検査等を実施するとともに、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとのDNA照合鑑定を実施した。

米トレーサビリティ制度の周知・普及を図るため、関係者に対する説明会の開催やパンフレットの配布等を実施した。

また、同制度の信頼確保を図るため、米飯を提供する外食事業者や米・米加工品の製造事業者等に対する取引記録の作成・保存や産地情報の伝達の状況を確認するための巡回立入検査、米穀の出荷販売事業者等に対する新規需要米や加工用米等が定められた用途に使われているか確認するための巡回立入検査を実施した。

食品表示の適正化を通じて消費者の信頼の確保を図るため、小売店舗や流通・製造事業者に対する立入調査を実施するとともに、食品表示110番の窓口を通じて食品の不適正な表示等に関する情報提供を受け付けた。加工食品の原料原産地表示の周知・普及を図るため、北海道等と連携して道内13か所(うち当所主催は7か所)でセミナーを開催したほか、関係団体等での講演やイベント会場にPRブースを設置した。

これらの取組に関する消費者の知識と理解を深めるため、庁舎内常設の消費者コーナーや移動消費者の部屋(11月、再掲)、消費者団体等

が行うイベント（8～10月、一部再掲）において情報発信を実施した。

(エ) 6次産業化の推進に向けた取組

北海道における平成30年度の6次産業化の取組状況は、事業体数3,470件、年間販売金額1,548億円となっている。北海道の6次産業化の年間販売金額は全国の7%となっており、北海道の平成30年農業産出額の全国に占める割合(13.8%)と比較して低い。

一方、北海道の農林水産物等は、各地の物産展でも高い集客力があり、観光地としての人気も依然として高い。このため、北海道の魅力ある農林水産物を活用した商品の開発や農山漁村の景観等を活かした農産物直売所、農家レストラン、農家民宿、観光農園など、コロナ禍に対応した販売方式や提供方法への転換を図りつつ事業を拡大し、農林漁業者の所得向上につなげていくことが期待される。

北海道農政事務所では、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定(令和元年度8件)を行うとともに、相談窓口の設置等により、6次産業化を推進した。

また、道内関係機関・団体等を始め、新聞やSNSなどの情報を基に新たな取組を行っている農林漁業者に出向いて説明を行うなど、様々な機会を通じて6次産業化関連施策の周知を行った。

(カ) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組

北海道における平成31年の農林水産物・輸出額は水産物の漁獲量減少などが要因で、過去最高額を記録した平成30年から117億円減少の741億円(対前年比-13.6%)となった。

輸出に意欲的に取り組もうとする事業者に対する支援として、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を実施した。まず、事業者にはプロジェクトへの登録を勧め(道内におけるGFP登録者数は令和2年3月末で221件(累計))登録した事業者には各種情報提供を行ったほか、希望者には訪問(訪問診断14件)して輸出に向けた助言を行った。

北海道における農林水産物・食品の一層の輸出拡大を図るため、「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」(平成28年1月設立)を令和元年10月及び令和2年2月に、北海道経済部が事務局である「道産食品輸出拡大戦略推進協議会」と合同で開催し、北海道地域における輸出拡大に向けての情報共有及び意見交換を行った。

また、農林水産物・食品の輸出を検討している事業者や販路開拓をめざす事業者等がさらに輸出拡大に取り組めるよう、北海道主催のセミナー(道内4か所)において、GFP農林水産物・食品の輸出プロジェクトやHACCP対応施設整備支援事業等についての周知宣伝を行った。

東京電力福島第一原発事故に伴う食品等に係る輸出証明書の発行(1万57枚)を行った。

(キ) 地理的表示(GI)保護制度の推進

地理的表示(GI)保護制度の周知及び活用促進に向け、知的財産セミナーの開催や同制度の活用を検討している地域(団体)等に個別説明を行った。また、登録生産者団体に対し、品質管理体制の確認を行った。

北海道農政事務所管内では、令和元年9月9日に「今金男しゃく」(馬鈴しょ)登録番号第86号及び令和2年3月30日に「檜山海参」(干しなまこ)登録番号第92号の2産品が追加登録され、登録産品は合計4産品となった。

イ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人・農地プランの作成・見直し状況

令和2年3月末現在、全179市町村のうち人・農地プラン作成予定の166市町村(714地域)において、すべて作成済みとなっている。このうち、既存の人・農地プランが既実質化されていると判断される区域は127市町村(581地域)、令和元年度中に新たに実質化された人・農地プランを作成した区域は10市町村(23地域)、人・農地プランの実質化に向けた取組を実施中の区域は34市町村(110地域)である。

(イ) 農業経営の法人化の状況

農業従事者の高齢化や離農の増加といった課題を克服し、農業を発展させていくためには、経営管理の高度化、対外信用力の向上、有能な人材の確保、農業従事者の福利厚生の充実及び経営継承の円滑化等の面でメリットのある農業経営の法人化を推進することが重要であることから、北海道においては、平成30年に道内関係機関が連携して「北海道農業法人化等支援協議会」を設立し、経営相談や専門家派遣による経営診断や相談内容に沿った経営改善指導などを支援している。なお、道内における法人経営体数は3,576法人であり、農業経営体に占める法人経営体の割合は8.8%となっている。(2015年農林業センサス)

(ウ) 新規就農者の状況

北海道の新規就農者(自営)は、令和元年は454

人であり、内訳は、新規学卒就農者が151人、Uターン就農者が191人、新規参入者が112人となっている。

また、農業次世代人材投資資金については、準備型が170人、経営開始型が567人に対して給付された。

(エ) 担い手への農地集積の状況

農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は年々増加しており、令和元年是25.4haとなった。

なお、北海道においては、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されており、令和元年度における農地中間管理事業による機構の転貸面積は、1,141haとなった。

(オ) 経営所得安定対策等

令和元年度における経営所得安定対策等の加入申請件数は、収入減少影響緩和交付金1万7,169件、畑作物の直接支払交付金1万5,965件、水田活用の直接支払交付金1万9,176件であった。

(カ) 需要構造等の変化に対応した取組

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年11月本部決定)において生産調整を含む米政策が見直され、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止された。北海道においては、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進し、北海道米価格の安定による稲作経営の安定化を図るため、生産者、農業団体、集荷業者、行政等の米関係者が一体となって「オール北海道体制」で「生産の目安」に基づき需要に応じた米生産の推進に取り組むこととしている。北海道農政事務所では、各地域が必要に応じた生産を更に進められるよう、米関係者への情報提供や情報交換を通じ、きめ細やかな働きかけを行ってきた。

令和元年産の主食用米の作付面積は、北海道が設定する「生産の目安」に対して1,030ha下回り、9万7,000haとなった。

園芸作物については、「青果物安定流通体制確立事業」において、にんじんの長期保存の実証の取組に対して支援を行ったほか、「国産花きイノベーション推進事業」により、北海道産花きの認知度向上等の取組に対して支援した。

水田・畑作・野菜・果樹等全ての農作物を対象(特用林産物は支援対象外。)として、「産地パワーアップ事業」により、産地で創意工夫し、地域の強みを活かした地域の関係者が一丸とな

って、産地としての高収益化に向けた取組に対して、施設の整備や農業機械のリース等を総合的に支援した。

ばれいしょ、てん菜等について、「畑作構造転換事業」により、畑作営農の大規模化に対応するための省力作業体系の導入や新技術等の導入、用途転換等の促進、種子用ばれいしょの生産性向上、ばれいしょ新品種等の早期普及等の取組を支援した。また、国内産いもでん粉について、「国内産いもでん粉高品質化推進事業」により品質向上への取組を支援したほか、「国内産いもでん粉工場効率化支援事業」によりいもでん粉工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るための取組を支援した。

その他、薬用作物等について生産体制の強化等への取組に対し支援した。

酪農、畜産については、飼料自給率向上を図り、飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を確立するため、草地の生産性向上や、国産濃厚飼料の生産・利用促進を支援した。また、酪農経営における自給飼料生産を前提とした環境負荷の軽減を行う取組を支援した。さらに、地域における生産基盤を強化するため、関係者が連携・協力して酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体でコスト低減や畜産の収益性を向上させる計画を推進するため「畜産クラスター事業」により施設整備等を支援した。

また、酪農・畜産の持続的発展のためには、食品安全、環境保全、労働安全、家畜衛生などを踏まえたよりよい生産工程管理を実践し、消費者の信頼確保や事後の未然防止等に取り組むことが重要であり、これらの考え方を取り入れた畜産GAP認証取得の推進のため、令和元年8月に「北海道における畜産GAPセッション」を開催した。

(キ) スマート農業の推進

担い手の減少・高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、ロボット・AI・ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」の本格的な現場実装に向けた取組を一体的に進めているところである。

北海道農政事務所では、令和元年度に開始したスマート農業実証事業の各実証コンソーシアムからの発表、有識者等による講演、農機メーカー・ICTベンダー等による技術情報の提供、農業者等と関連企業とのマッチングを図るための「スマート農業マッチングイベント&農研機

構マッチングフォーラム in 北海道」(令和元年12月)の開催等、スマート農業の推進を図った。

ウ 農村振興に向けた取組

(ア) 環境保全型農業直接支払対策

北海道と連携し、農業者の組織する団体等に対して、環境保全型農業直接支払制度の周知を行い、加入促進を図った。

令和元年度は、88市町村の農業者等の組織する団体等から126件の申請があり、取組面積は1万8,180ha(全国7万9,839haの約23%)となった。

(イ) 再生可能エネルギー利用の推進

北海道には多様な再生可能エネルギーの賦存量が見込まれ、その資源を有効に活用することが期待されている。

北海道の再生可能エネルギーの固定買取価格制度における認定設備件数は、令和2年3月末現在で、約3万6,900件となっており、特に、家畜ふん尿などを利用したメタンガス発酵施設の認定件数は、全国228施設のうち北海道が76施設と、全国シェアの33%(全国1位)を占めている。

また、メガソーラーについても、北海道は全国シェアの4.3%(全国7位)を占めるなど国内有数の再生可能エネルギー発電の供給地域となっており、こうした資源の利用により、農山漁村での新たな雇用の創出や所得増加、ひいては農山漁村の活性化が期待されている。

北海道農政事務所では、農山漁村再生可能エネルギー法の施行に合わせて、同法に基づく基本計画の作成に向け、道内関係者への周知を行っており、この結果、令和2年3月末現在、道内3か所で基本計画を作成しているほか、数か所で基本計画の作成に向けた調整が進められている。

(4) 関係機関との連携強化

北海道開発局、北海道森林管理局、横浜植物防疫所札幌支所、動物検疫所北海道・東北支所及び北海道漁業調整事務所と相互に関連する施策の情報を共有し、地域の視点に立って幅広く検討・調整して連携協力することにより、施策の効果を高めるため、北海道農林水産連絡会議を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、毎月、北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会を開催するとともに、四半

期ごとに道内14地区において地区協議会を開催した。

(5) 広報活動

北海道の農業動向、農業施策等の普及・浸透を図るため、「北海道農業をめぐる事情」の作成や各種統計調査結果資料の公表を行った。

北海道の基幹産業である農林水産業に関する体験や食育を通して、親子のふれあいを深めてもらうことを目的に、令和元年8月「夏休み子ども体験デー」を開催して幅広い年齢層に向けた広報活動を行った。

最新の施策情報や北海道農政事務所の取組等の情報を迅速に広く国民へ情報提供するため、報道機関に対して随時「プレスリリース」を行うとともに、Webサイトやメールマガジン等による情報発信など、多様な広報活動を行った。

北海道の農林水産業、農林水産物の良さや魅力を国内外に発信するため、省公式YouTubeチャンネル「BUZZMAFF(ばずまふ)」に動画(4本)を公開した。